

令和7年度

事業計画並びに資金収支予算書



社会福祉  
法人

荒川区社会福祉協議会

# 荒川区社会福祉協議会の基本理念

## 誰もが安心して暮らし続けられる街

— 互いに支え助け合う「地域力」のあるまち —

荒川区社会福祉協議会は、以下の4つを柱とする「あらかわ粋・活計画」（荒川区地域福祉活動計画）に基づき、区民・団体・行政と連携・協働して、「誰もが安心して暮らし続けられる街」の実現に向けて、地域福祉の推進に取り組んでいます。



### みんなで支えあえるまちにしよう

1. 町会・自治会、民生委員・児童委員とともに
2. 身近な居場所づくりを進める
3. 誰もが活躍できる場づくりを進める
4. 多様な団体・企業が協働して新たな支援を生み出す



### 一人ひとりを大切にしあうまちにしよう

1. 「心のバリアフリー」を進める
2. 「困った」が言える「困った」に気づける
3. あらゆる人が自分らしく生きることを支える



### 災害時に助けあえるまちにしよう

1. 災害時要配慮者支援の取り組みを進める
2. 災害ボランティアセンターの機能を確立する



### 「あらかわ粋・活計画」を推進するための 荒川社協の体制整備

# 目 次

■事業計画	1
■法人全体資金収支予算	4 7
■社会福祉事業区分資金収支予算	5 1
■公益事業区分資金収支予算	5 5
■各拠点区分資金収支予算	
◆地域福祉活動推進事業拠点区分資金収支予算	6 1
地域福祉活動推進事業拠点区分資金収支予算内訳表	6 4
◆厚生援護資金貸付事業拠点区分資金収支予算	6 7
◆歳末たすけあい運動事業拠点区分資金収支予算	7 1
◆尾久生活実習所「あらかわ希望の家」本所・分場拠点区分資金収支予算	7 5
◆荒川生活実習所及び荒川福祉作業所拠点区分資金収支予算	7 9
◆その他の公益事業拠点区分資金収支予算	8 3
◆障害者福社会館（アクロスあらかわ）拠点区分資金収支予算	8 7
■資料(組織図)	9 1



# 事業計画



社会福祉事業区分

地域福祉活動推進事業拠点区分

1. 法人運営事業サービス区分

大項目	小項目	事業の概要
組織運営基盤の強化	理事会、評議員会等の開催	理事会、評議員会、監事会、評議員選任・解任委員会を開催し、組織の運営・事業の促進を図る。
	財政基盤の強化	社協会員の拡充、たんぼぼ募金箱の設置、遺贈を含む区民や企業等からの寄付金品の受領により、自主財源の確保を図る。なお、寄付者等に対しては、感謝状贈呈規程に基づき、感謝状を贈呈する。
	人材の育成強化・確保	<p>《福祉のしごと相談・面接会の開催》</p> <p>区、東京都福祉人材センター、ハローワーク等と連携し、福祉人材を求める区内事業所と福祉の仕事に興味がある方との出会いの機会を設け、就労及び人材確保の支援を行う。</p> <p>《実習生等の受け入れ》</p> <p>社会福祉士や保育士等の社会福祉を学ぶ学生や社会人、教育を学ぶ学生等を対象に長期・短期実習の受け入れを行い、経験や学習を行える場を提供することで、福祉に携わる後進の育成を図り、地域福祉事業の推進を目指す。</p> <p>《職員研修の充実》</p> <p>近年、職員に求められる専門性がより高度化していることから、多様な知識やスキル等を習得するための研修機会を充実していく。</p>
広報・普及事業	広報媒体の活用	<p>幅広い世代の区民等に社協の事業や地域福祉に関する新しい情報等を周知し、地域福祉活動への参加及び協力を促すことを目的として、機関紙「あらかわ社協だより」の発行、及びホームページや公式SNSを通じた情報発信を行う。</p> <p>また、「川の手荒川まつり」や「福祉のしごと相談・面接会」等、様々なイベントでのチラシ配布等により、社協及びその事業に関する来場者の理解促進を図る。</p>
	イメージキャラクターの活用	<p>公式キャラクター「ひらりちゃん」のイラストや着ぐるみを各種イベントや事業で活用し、社協の事業や地域福祉に対する親しみやすいイメージを区民等へ広める。</p> <p>また、「使用承認申請」等の必要な手続きにより、区内の地域福祉団体等の発行物へ、公式キャラクターの使用許可を行い、その構成員である住民ボランティアの地域福祉事業への参加意識を高める。</p>
	あらかわ福祉まつり	<p>多くの方々に地域福祉活動への関心を持っていただき、活動への参加のきっかけづくりの場とするとともに、様々</p>

大項目	小項目	事業の概要
		<p>な福祉団体等の情報発信、交流の場として開催する。  また、イベント開催中、感謝状贈呈規程に基づき、対象の団体や個人に対して感謝状贈呈を行う。  日程：11月8日（土）  会場：荒川総合スポーツセンター</p>
調査・研究・企画	第4期あらかわ粋・活計画の推進	<p>地域住民や関係機関とともに、以下の柱に沿って取り組みを進める。  Ⅰ みんなで支えあえるまちにしよう  Ⅱ 一人ひとりを大切にしあうまちにしよう  Ⅲ 災害時に助けあえるまちにしよう  また、計画を推進していくための、社協の体制整備を進める。</p>
	地域福祉活動計画推進委員会の開催	<p>第4期あらかわ粋・活計画に沿った取り組みの実施状況を評価し、着実な計画の推進を図ることを目的に推進委員会を開催する。</p>
連絡調整	関係団体との連携	<p>町会・自治会、民生委員・児童委員協議会、高年者クラブ連合会、心身障害児者福祉連合会、福祉施設、ボランティアグループ、当事者団体、NPO法人等と連携し、多様化する社会福祉ニーズの把握に努めるとともに、地域課題の解決に向けた取り組みを協働で進める。</p>
	法外援護事業	<p>災害や病気、その他の不測な事態に遭遇した要保護世帯等に、一時的に金銭等の緊急援護を実施する。</p>
	車いすの貸出（車いす貸出ステーション事業）	<p>区内で福祉施設を運営する団体等の協力のもと、傷病や入退院、その他の事情により一時的に車いすを必要とする区民に対し、社協が指定管理を行っている施設のほか、身近な場所で車いすの貸出を行うことにより、日常の利便性や生活範囲の維持または拡大を通じて、福祉の増進等を図る。</p>
危機管理体制の整備	事業継続計画の整備・検証	<p>現在の事業継続計画について、各拠点施設や各部署単位で改めて検証を行うとともに、平時の事業や建物管理等にも連動するよう、当該年度の体制に即して更新を行う。  また、事業継続計画や災害ボランティアセンター運営ガイドラインに基づき、災害時に災害ボランティアセンターを速やかに立ち上げ、運営できるよう、災害時活動準備金を計上する。</p>
	感染症対策	<p>感染症の発生及びまん延を防止するため、「日常生活における基本的な感染対策」や「感染症対策の研修及び訓練」等を実施する。</p>

## 2. 地域福祉事業サービス区分

大項目	小項目	事業の概要
包括的支援体制づくり事業	包括的相談支援事業	<p>包括的支援体制の実現に向け、重層的支援体制整備事業の一翼を担うべく、社協内外の関係機関等との緊密な連携体制づくりを行う。</p> <p>《幅広くニーズをキャッチできる体制づくり》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域住民に向けて、ちょっとした困りごとや暮らしの相談を行う「福祉のなんでも相談会」を実施する。</li> <li>○福祉関係機関、民生委員・児童委員、ふれあい粋・活サロン世話人、当事者団体、支援団体、ボランティアグループ等と連携したニーズ把握と相談及び支援を行う。</li> </ul> <p>《社協内の体制強化》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○すべての部署において、分野を問わず相談や地域のニーズをキャッチし、リーダー会議等で共有する。</li> <li>○制度等では解決の難しい事案も含め、福祉ニーズを抱える住民に寄り添い、相談に応じる。</li> <li>○複合的な相談については、関係機関や関係者との調整を図り、必要に応じて支援へのつなぎや伴走支援等を行う。また、相談内容を集約し地域課題の抽出を行う。</li> <li>○部署を横断した定期的なカンファレンスを行う。</li> </ul>
	重層的支援体制整備事業 (荒川区受託事業)	<p>地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、社会福祉法第106条の4に規定された重層的支援体制整備事業の趣旨を踏まえ、荒川区において実施するにあたり、下記の相談支援を一体的に実施する。</p> <p>《アウトリーチ等を通じた継続的支援》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○支援が届かない人に支援を届ける。</li> <li>○会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見付ける。</li> <li>○本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く。</li> </ul> <p>《参加支援事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○社会とのつながりを作るための支援を行う。</li> <li>○利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる。</li> </ul> <p>《地域づくりに向けた支援》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する。</li> <li>○交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする。</li> <li>○地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る。</li> </ul>
	地域福祉コーディネート事業	<p>町会・自治会、民生委員・児童委員協議会、商店街や多様なテーマを持つボランティア、NPO法人等との連携・協力のネットワークを構築しながら、様々な形で住民の孤立予防活動や交流行事等の企画調整、地域課題の解決に向けた地域の仕組みづくり等を行う。</p>
	ふれあい粋・活サロンネットワーク事業	<p>ひとり暮らし等の高齢者、障がいのある方、子育て中の方等、地域の中で孤立しがちな方を対象に、町会・自治会、民生委員・児童委員、商店街、NPO法人、ボランティア、地</p>

大項目	小項目	事業の概要
		<p>域包括支援センター、高齢者みまもりステーションなどの協力を得て、孤独感の解消と社会参加、見守りの強化などを目的として「ふれあい粋・活サロン」を実施する。懇談会等で交流を図り世話人や協力機関との連携を図る。</p> <p>《ご近所型サロン 52 か所》 《テーマ型サロン 37 か所》（令和7年2月現在）</p> <p>○まるっとかわら版の発行（月1回） ふれあい粋・活サロンの世話人向けに発行し、区内全域の情報、地域課題の解決事例、先進的な取り組み等を周知し住民活動の可視化を行うことで、課題意識の掘り起し、見守り・支え合いの強化につなげる。</p> <p>○地域懇談会(世話人交流会) ふれあい粋・活サロンの世話人や関係機関等が毎年1回集い交流する中で、地域の見守り・支え合い活動の推進のため、住民間の関係強化、新たな地域課題に関する情報提供や解決策の検討を行う。</p> <p>○ふれあい粋・活サロン推進会議 高齢者等の抱える個別ニーズと、それを解決する仕組みづくりについて明確化していくため、ふれあい粋・活サロンを通じて協力関係にある団体や機関等との情報・意見交換会を年1回程度実施する。</p>
	ひきこもり支援事業 (荒川区受託事業)	<p>ひきこもり状態にある本人やその家族等を支援することにより、ひきこもり状態にある本人の社会参加を促進し、本人や家族等の福祉の増進を図る。</p> <p>《居場所づくり》 「ごろリンク」 ひきこもり状態にある本人が、社会参加をするための第一歩となる居場所づくりを行う。様々な参加者の悩みに対応できるように、多様な過ごし方ができるように配慮する。</p> <p>《支援機関とのネットワークづくり》 地域のひきこもり支援を行っている関係機関と連携し、ネットワークを構築する。</p> <p>《周知啓発》 事業の内容やひきこもり支援を行っている機関等の情報を周知する。</p> <p>《継続的支援》 必要に応じて当事者へアウトリーチを実施する。また、居場所への参加を促すとともに、区や関係機関と連携し継続的に支援していく。</p>
	子どもの進路選択支援事業 (荒川区受託事業)	<p>区と連携を図り、生活保護受給者または生活困窮世帯等の子ども及びその保護者の自宅の訪問を行う。また、子どもの学習・生活支援事業や居場所等の社会資源へつなぎ、アウトリーチを通じ子どもやその保護者との信頼関係の構築に努める。区や関係機関と連携し、継続的な支援を実施する。</p> <p>○進路選択等に関する相談支援 児童等の将来の進路選択等に関する相談に対応し、適切な助言を行う。</p> <p>○児童等の世帯の生活上の相談支援 児童や保護者の生活上の相談に応じ、関係機関と連携し、助言や支援を提供する。(必要に応じて、家庭訪問による直接的な伴走支援をする。また、他の制度で対応する必要が認められる場合は、当該制度につながるよう支援する。)</p>

大項目	小項目	事業の概要
		<p>なお、児童虐待やDV、ヤングケアラー等の緊急性の高い事案には区と連携して対応する。</p> <p>○保護者への養育支援 児童等の養育や学習習慣の定着等について、児童等の保護者に対し、公的支援等の情報提供や適切な助言を行う。</p>
	住民による傾聴活動事業	<p>○ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等を対象に、ボランティアが週1～2回電話かけ、会話を楽しんだり体調の確認をすることで、孤独感の解消を図る。また、電話で会話しているボランティアと対象者が顔を合わせ交流する会を実施する。</p> <p>○ひとり暮らし高齢者等を訪問し、話を聴くことで孤独感の解消を行うボランティアグループ「ダンボの会」の傾聴ボランティア活動をコーディネートし、会の運営を支援する。</p>
おもちゃ図書館子育て交流サロン事業		<p>乳幼児の親子を対象に、障がいのある子もない子も親子で楽しく遊び交流する場を提供し、子育てや育児参加促進に関する情報の提供、相談、講習会などを実施する。</p> <p>それぞれのサロンで、多世代のボランティアの参加を得て、地域ぐるみで子育て支援を行う。</p> <p>○荒川おもちゃ図書館子育て交流サロン ○汐入おもちゃ図書館子育て交流サロン ○おぐぎんざおもちゃ図書館子育て交流サロン</p>
	一時預かり事業	<p>育児世帯の負担軽減を目的に週1回、乳幼児（区内在住の未就園児）の一時預かりを実施する。</p>
	出張ひろば事業	<p>おもちゃ図書館子育て交流サロンの対象者や対象地域を広げるため、週1回程度、常設サロン以外の場所で開催する。</p> <p>○出張ひろば「おたけの郷」 ○出張ひろば「おぐのはらっぱらっぱ」 ○出張ひろば「さくら通り」</p>
	ボランティア活動事業	<p>地域の小中学生から大学生、社会人、高齢者まで幅広い年代の方、また、障がいのある方等、様々な方をボランティアとして受け入れ、乳幼児や障がいのある子どもたちとの交流を図り、心のバリアフリーを推進する。</p>
	各種講習・イベント事業	<p>《キッズとベビーのわくわくフェスタ》 あらかわ福祉まつり開催時に、3つのおもちゃ図書館子育て交流サロンが合同で、子育て中の親子が楽しめるイベントを開催する。</p> <p>《配慮の必要な子の親子向け講座》 障がいのある子や発達ゆっくりな子とその親を対象としたイベントや講座を実施する。</p>

### 3. ボランティア活動推進事業サービス区分

大項目	小項目	事業の概要
ボランティアセンター事業		誰もが安心して暮らし続けられる街を目指して、区内における幅広いボランティア活動や地域福祉活動を支援する。社協が持つ中間支援組織としての役割である、活動する方々や団体の情報交換、連携・協働の場づくり等を進める。 世代を問わず、障がいや生きづらさなどを抱えた方等、誰もがボランティア活動に参加しやすい環境を整え、活動を促進させる。
	ボランティア活動促進事業	○ボランティア・地域貢献活動のコーディネート ○ボランティア活動者・団体の相談・支援 ○ボランティア活動団体との情報交換・連携 ○ボランティア保険の受付（災害時を含む） ○ボランティア登録者への保険料一部助成（上限1,400名） ○多様な方が取り組めるボランティアプログラムの創出 ○活動用の機材機器、活動室の貸し出し
	ボランティア情報提供事業	ボランティア活動への関心を高め、地域福祉活動への参加を促し、ボランティア団体等の活動が活発化するよう、様々な媒体等を通してボランティア・地域福祉活動に関する情報を提供する。 ○ボランティア情報誌「あらんてあ」の発行（月1回4,600部） ○小学生を対象にした情報誌「こどもあらんてあ」の発行（年4回 デジタル連絡ツール「スクリレ」による配信等） ○ホームページ、LINE等による定期的なボランティア活動情報の発信
	ボランティア講座事業	ボランティア活動や地域福祉活動への協力者を増やし、地域福祉の推進力を高めるために各種ボランティア講座を開催する。子どもから大人まで、ボランティアに触れる機会として、サマーボランティアスクール等を実施する。
	協働・ネットワーク推進事業	様々な地域福祉活動・ボランティア活動をしている方やボランティア団体、当事者団体、生涯学習団体、NPO法人、企業、福祉施設、関係機関等が他団体とつながり、交流を通して活動の促進やネットワーク化、協働できる関係づくりを行う。その一環として、あらかわ子ども応援ネットワークの事務局機能を担う。
	子どもと高齢者との年賀状交流事業	区の「高齢者みまもりネットワーク事業」に登録している75歳以上の方々を対象に、区内の子ども達（小、中、高生）が年賀状を作成して送る活動を行う。
	障がい児者レクリエーション事業	障がいのある方を対象に、外出の機会の創出と社会参加や交流を目的としてレクリエーション事業を実施する。
	フードドライブ事業	家庭で眠っている食品等の提供や、企業等による食品等の支援を呼びかけ、収集し、支援団体を通して生活困窮者やひとり親家庭など、食品等を必要とする方への提供を行う。
	心のバリアフリー学習・福祉教育推進事業	学校、団体、企業等を対象に、心のバリアフリー学習やボランティア活動についての相談、情報の提供、学習会や授業への講師派遣、プログラム提供、疑似体験機器の貸出等を、福祉施設や当事者団体などと連携して実施する。

大項目	小項目	事業の概要
		多様性への理解を促進し、心のバリアフリーを広めるためのイベントや講座等を行う。
	災害ボランティアセンター事業	<p>区との協定に基づき、災害時に「災害ボランティアセンター」を区と連携・協力して設置・運営する。</p> <p>「災害ボランティアセンター」の実効性を高める目的のため、荒川総合スポーツセンターでの訓練を実施する。また、被災時を支える関係者のつながりを強め、運営ガイドラインの更新や資材・備品の整備を進める。</p> <p>災害時協定先や関係団体、地元企業、ボランティアや地域活動団体との関係が、災害時に活かされるよう平時から連携力を高めるための取組を行っていく。</p>
	被災地支援事業	<p>釜石市との災害時相互応援協定に基づき、釜石市が被災した際には、災害ボランティアセンターや福祉避難所等の設置などに必要な職員の派遣、資機材の提供、地域住民との協力による支援等を行う。</p> <p>その他の被災地に対しても、状況に応じ職員の派遣をはじめ、区民や地域団体、ボランティア団体・企業・東社協等と協働し、義援金・支援金の募集など必要な支援活動を行う。</p>
地域活動サロン ふらっと. フラット事業		ボランティアなど地域活動に関する情報提供や相談を行うとともに、ボランティア等に活用できるオープンスペースの提供や各種講座を通じ、地域活動を気軽に始められる環境を用意し、活動を促進させる。
	交流サロン事業	地域で活動する方々を対象に交流、作業、打合せ、休憩などのための場の提供を行う。また、チラシやインターネット閲覧用PCを設置し情報提供を行い、ボランティアなど地域活動に関する相談を受け付ける。
	ふらっとパートナー事業	ふらっと. フラットの運営について、ともに考える住民(ふらっとパートナー)との運営会議を月1回開催し、運営方針や講座の企画などを行う。
	地域活動きっかけ講座事業	自分にできる地域活動を考えたり、地域での生活を豊かにする様々な活動を知ったり、地域住民同士の顔の見える関係をつくる学び合いや交流を行う講座を開催し、地域活動やボランティアへの理解を深める。
	ボランティア自主講座支援事業	地域の方々がボランティア講師となって主催する講座のスペース提供や開催告知等の支援を行う。講座内容を活かしたボランティア活動のコーディネートを行う。
	ふらっと交流会事業	各種講座の講師や参加者、交流スペース利用者など、ふらっと. フラットに関わる方が一堂に会し、各々の活動について情報交換や交流を行う会を実施する。

#### 4. 在宅福祉事業サービス区分

大項目	小項目	事業の概要
在宅福祉サービス事業 ≪にこにこサポート事業≫		<p>住み慣れた地域で安心して自立した生活を送るために、援助が必要な方（利用会員）と協力できる方（協力会員）をつなぎ、ささえあい活動を実現するための、住民参加型の会員組織として運営し、家事援助等の在宅福祉サービスを有償で提供する。</p> <p>※介護保険制度を補完するだけでなく、介護保険で対応できない隙間のニーズに対するサポートも幅広く提供</p> <p>≪利用会員≫</p> <p>○利用料金とは別に年度会費（1世帯2千円）が必要で、次のいずれかに該当する区民が対象</p> <p>①65歳以上の高齢者</p> <p>②心身に何らかの障がいをもつ方</p> <p>③難病患者や病弱な方</p> <p>④ひとり親家庭の方（原則子どもが義務教育終了まで）</p> <p>⑤病気や怪我等で緊急一時的に援助が必要な方</p> <p>⑥産前産後の体調不良から援助が必要な妊産婦の方</p> <p>⑦その他社会福祉協議会が必要と認めた方</p> <p>≪協力会員≫</p> <p>○概ね18歳以上の健康で社会福祉に理解と熱意のある方</p> <p>≪利用料金≫</p> <p>○1時間750円～950円（サポート内容及び利用時間による）</p>
	各種サポート	<p>サポートは、次の4種類で、主に①と②が中心</p> <p>①生活サポート            部屋の掃除、洗濯、食材などの日常生活用品の買い物代行、食事の支度、布団干し、アイロンがけ、代読、代筆、薬取りの代行、衣類の入れ替え、裁縫、ごみ出しなど</p> <p>②介助・見守りサポート            理美容院や買い物同行などの外出の介助、通院の介助、車いす介助、着替えの手伝い、デイサービスやショートステイの送り出し、見守り、話し相手など</p> <p>③健康文化サポート            サークル活動や趣味の会の付き添い・送迎、囲碁や将棋などの相手、図書館などの付き添い、散歩の付き添い、デパートなどの区外への買い物・外食の付き添いなど</p> <p>④留守宅サポート            ひとり暮らしの方が入院された場合の衣類の整理、洗濯、部屋の掃除、必要な物のお届けなど</p>
	宅配夕食サービス	<p>栄養バランスのとれた温かい食事を、ご自宅まで社協の委託業者が調理・配達するとともに、安否の確認や見守り活動を行う。（1食800円）※令和7年度から100円の値上げ</p>
	ちょこっとサポート	<p>電球の交換等、継続的でなく1回30分程度で終わる簡易なサポートを提供する。（1回500円、年4回まで、入会不要）</p>

大項目	小項目	事業の概要
	機関紙の発行	<p>会員への情報提供とともに広く区民に事業を周知し、事業の推進を図ることを目的に機関紙「にこにこ」を発行する。 (年4回発行 2,000部/回)</p>
	研修及び人材育成事業	<p>在宅福祉サービスにおける人材確保及びレベルアップ並びにサービスの質の向上、さらに地域における介護力の向上を目的として、各種研修や人材育成事業を実施する。</p> <p>①協力会員説明会、登録会：年12回（毎月開催）</p> <p>②会員講習会、交流会：年3回 在宅福祉サービスの提供に必要な知識・技術の研修や活動の充実を図ることを目的に開催する。</p> <p>③スキルアップ研修会：年1回</p>
	協力会員継続5年表彰	<p>協力会員表彰(感謝状の贈呈)により、協力会員の日頃の活動に感謝を表し、士気を高めるとともに、会員同士の交流を図ることを目的に年1回開催する。(併せて音楽サークルなどのお楽しみ会を実施。)</p>
	相談・普及啓発事業	<p>区民の在宅福祉に関わる多様なニーズを適切なサービスに結びつけるための情報提供や相談活動を行うとともに、広範な区民の理解と協力を得るための事業を実施する。</p> <p>①専門職員(コーディネーター)による相談窓口を常設する。</p> <p>②社協だより、ホームページ、あらかわ区報、区営掲示板等によるPR活動を実施する。</p> <p>③行政、町会・自治会、民生委員・児童委員協議会及び福祉施設や地域包括支援センター等で事業パンフレットや機関紙「にこにこ」の配布を行う。</p>
	調査研究事業	<p>事業の充実を図る目的で、会員や区民のニーズを的確に把握した新たなサポートメニューの調査研究を行う。</p> <p>①利用会員向けアンケートの実施 心身の状態や生活状況、今後の利用意向など</p> <p>②協力会員向けアンケートの実施 希望する活動や時間帯、提供サポートへの意見調査など</p> <p>③サービスの向上に向けた他区社協との事業連絡会や城北ブロック在宅福祉サービス連絡会における事業の課題等についての情報交換</p>

## 5. 福祉サービス総合支援事業サービス区分

大項目	小項目	事業の概要
<b>成年後見活用あんしん生活創造事業</b> (荒川区受託事業)		区民の成年後見制度の利用促進のため、成年後見制度推進機関として、成年後見制度の周知及び利用促進並びに相談援助を実施する。 ※成年後見制度利用促進法における中核機関としての役割も兼ねる。
	<b>成年後見制度に関する講座・説明会</b>	≪成年後見制度説明会≫ 区民が成年後見制度を正しく理解し、活用できるよう司法書士及び社会福祉士による、成年後見制度等についての説明会を行う。 ≪成年後見制度啓発講座≫ 区民に成年後見制度を周知し理解を促進するため、障がい者または高齢者を対象とした啓発講座を開催する。 ※講座の際にアンケートを行い、周知度及び理解度を測る。 ≪出張講座≫ 区民に成年後見制度を周知するため、機関・グループ単位の要請に応え、成年後見制度の説明を出前方式で実施する。
	<b>成年後見制度相談事業</b>	成年後見制度の周知及び利用促進を目的に、区民に対する事業説明会と相談会を開催する。 ≪成年後見制度申立支援事業≫ 成年後見制度に関する申立が困難な場合、申立書類作成等の相談、後見人候補等の紹介を行う等、申立の支援を実施 ≪成年後見制度相談会≫ 区民に対し司法書士が申立の際の相談・助言を実施
	<b>弁護士による苦情・権利擁護相談</b>	福祉サービス利用に際しての苦情や権利擁護、成年後見制度について、弁護士が相談に応じる。
	<b>後見人サポート事業</b>	成年後見制度の利用促進のために、後見人等に必要な支援を行う。 ①司法書士による親族後見人の後見業務に関する説明会 ②親族後見人交流会（親族後見人からの要望により開催）
	<b>地域ネットワーク事業</b>	成年後見制度の利用の促進に必要となる、地域の関係機関への支援・情報交換を区と協力して実施する。 <関係機関> ①地域包括支援センター ②特定相談支援事業所 ③行政の各窓口 ④金融機関 ⑤医師会 ⑥弁護士・司法書士・社会福祉士等専門職団体
	<b>成年後見運営委員会</b>	第三者の立場から、成年後見制度推進機関の運営方針について指導・助言を行うための運営委員会を運営していく。 (年2回程度実施)
	<b>社会貢献型後見人養成</b>	専門職ではなく一般区民による社会貢献型後見人の養成についての調査検討を行う。 ※区からの要請に基づき実施（現在、準備中）

大項目	小項目	事業の概要
	法人後見事業	成年後見運営委員会の小委員会での承認に基づき、社協自らが後見人となり、区民の福祉サービス契約、施設入所等の身上監護やそれに付随する日常的な金銭管理等の後見業務を実施する。
	成年後見報酬助成	区民が成年後見制度を利用する際、申立経費と後見人等に対する後見報酬に要する経費を、一定の資産状況に応じて助成する。
単身高齢者等総合相談支援事業 (荒川区受託事業)		単身高齢者等の区民が、元気なうちから自身の意思を反映させながら将来の生活に備えられるよう、人生の終焉に向けた準備活動(終活)を支援する総合相談窓口を設置し、支援する。
	終活に関する講座・説明会	<p>《終活講座》</p> <p>終活の趣旨を周知・理解を促進するため、関連領域の内容も含めた講座を開催する。</p> <p>①相続編(講師:公証役場公証人など)</p> <p>②遺言編(講師:司法書士など)</p> <p>③エンディングノート編(講師:社会福祉士など)</p> <p>※講座の際にアンケートを行い、周知度及び理解度を測る。</p>
	終活に関する専門相談事業	<p>《終活相談会》</p> <p>弁護士、司法書士が、相続・遺言・任意後見制度等、終活に関わる相談・助言を実施する。</p>
緊急事務管理事業(荒川区受託事業)		区から依頼のあったケースについて、通帳等を預かり、必要に応じ入院費等の支払いを行う。
福祉サービス利用援助事業	地域福祉権利擁護事業(東京都社会福祉協議会受託事業)	<p>高齢者や障がいのある方が、適切な福祉サービスを選択し利用するための手続きや各種機関の手続き支援を行うとともに、地域で安心して生活するための支援を実施する。</p> <p>判断能力が不十分であるが支援内容を理解できる方(認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等)が、日常生活に必要な福祉サービスを利用するための相談、情報提供、利用手続き、利用料の支払い支援、生活費の払出し預入れ、公共料金等の支払い支援を行う。</p> <p>&lt;拡大事業&gt;</p> <p>判断能力がある方に対しても、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、身体障がいのある方で支援を必要とする方を対象に同様の支援を実施する。</p> <p>※支援は、専門員と生活支援員が連携して担い、専門員が作成した支援計画に基づき、生活支援員が利用者宅を訪問し支援を実施する。</p> <p>※生活支援員の資格要件は、18歳以上80歳以下の福祉に理解と熱意を持つ者で、ボランティア活動・地域活動等を1年以上経験している方。労働契約を締結するとともに、活動報酬は1時間あたりの最低賃金をもとに算出する。</p>
	財産保全サービス	高齢者・身体障がい者等の財産保全・管理事業を実施する。

大項目	小項目	事業の概要
	<p>地域福祉権利擁護事業の利用促進</p>	<p>地域福祉権利擁護事業に対するニーズは複雑化する傾向にあり、事業の利用促進のために区民や地域の関係機関（行政機関、金融機関、地域包括支援センター、福祉サービス事業所等）に対して、地域権利擁護事業を周知し、適切な連携を構築していく。</p> <p>特に区の生活福祉課や高齢者福祉課、地域包括支援センターの社会福祉士部会との連絡調整会議を実施し、連携の維持強化を図っていく。</p>

## 6. 移動支援事業サービス区分

大項目	小項目	事業の概要
障がい者の外出支援事業 (ガイドヘルパー派遣事業)		<p>在宅の視覚障がい者（児）及び知的障がい者（児）の方が社会生活上必要な外出をする場合、「障害者総合支援法」に基づく外出を支援するサービスを提供することにより、障がい者の自立と社会参加を推進することを目的とし、障がい者（児）の外出支援事業(ガイドヘルパー派遣事業)を実施する。</p> <p>○移動支援（対象：知的障がい者）※区の地域生活支援事業 ○通院等介助（居宅介護）※知的・視覚障がい者の通院 ○同行援護（対象：視覚障がい者）</p>
	ガイドヘルパーの 募集・確保	<p>≪ガイドヘルパー説明会・登録会≫年12回（毎月開催） ガイドヘルパーに関する説明会を開催し、登録契約を希望する場合は、登録契約を行う。</p> <p>※ガイドヘルパーの確保の観点から、72歳の定年後にも活動を希望する場合は、認知機能検査や体力測定を半年毎に実施し、基準を満たす場合は75歳（上限）まで活動継続可能とする。</p> <p>≪感謝状の贈呈≫ 72歳の定年退職時（活動継続の場合も含む）に過去5年以上の良好な実績がある方への感謝状の贈呈を行う。</p>
	ガイドヘルパー 現任研修	<p>様々な状況や依頼内容に対し、安全かつ質の高いサービスを提供するため、スキルアップを目的とした研修を実施する。</p>
	広報活動	<p>ホームページや社協だよりへの掲載をとおして、ガイドヘルパー派遣事業を広く区民に周知する。</p>
	支援者等との連携	<p>安全で充実したサービスの提供とともに、対象者の地域生活を支援する視点を持ち、個人情報保護制度を遵守した上で、ガイドヘルパー及び、利用者相互の必要な情報提供と支援者のネットワークの構築を図る。</p>
	資格取得への助成	<p>登録しているガイドヘルパーが関連の資格（同行援護または介護職員初任者研修等）取得に対する費用を助成する。 ※助成（3分の2上限3万円）は、資格取得後に社協のガイドヘルパーとして一定の活動実績（50日または50時間）が必要となる。</p>

## 7. 助成事業サービス区分

大項目	小項目	事業の概要
地域団体への助成		区内の高齢者、障がい者、児童等の福祉団体や民生委員・児童委員協議会、社会を明るくする運動など、地域社会に広く貢献する団体に対して助成を行うことにより、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進する。

## 8. 生活福祉資金貸付事業サービス区分

大項目	小項目	事業の概要
各種資金貸付事業 (東京都社会福祉協議会受託事業)		低所得者世帯などに対して、低利または無利子での資金の貸付と、必要な相談・援助指導を行うことにより、経済的自立及び生活意欲を促進し、その世帯の安定した生活を確保する。
	生活福祉資金貸付事業	低所得者世帯、障がい者や介護を要する高齢者のいる世帯に対して、その世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的に、資金の貸付を実施する。
	総合支援資金	離職や減収により日常生活全般に困難を抱えた世帯の生活の建て直しのために、継続的な相談支援と生活費及び一時的な資金の貸付を実施する。
	不動産担保型生活資金	現在住んでいる自己所有の不動産(土地・建物)に、将来にわたって住み続けることを希望する低所得の高齢者世帯に対し、その不動産を担保に生活福祉資金の貸付を実施する。
	生活復興支援資金貸付	東日本大震災により被災した低所得世帯に、当面の生活に必要な経費等の貸付を行うことにより、生活の復興を支援する。
	特例貸付 ・緊急小口資金 ・総合支援資金	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生計維持が困難となった世帯への貸付(令和4年9月末で申請終了)、並びに償還業務。さらに令和6年6月からフォローアップ支援事業(任意事業)を開始。償還困難者や遅延者に対し、免除・猶予の案内や、実態把握のためのアウトリーチを行う。 令和6年1月1日に発生した「能登半島地震」に対応する特例貸付も実施する。

## 9. 受験生チャレンジ支援貸付事業サービス区分

大項目	小項目	事業の概要
<b>受験生チャレンジ支援貸付事業</b> (荒川区受託事業)		学習塾、各種受験対策講座、通信講座等の受講費用及び高校、大学受験等の受験費用を捻出できない方に対して無利子で貸付を行うことにより、低所得者世帯の子どもの進学を支援する。 ※高校、大学等に入学した場合は返済免除 ≪対象者≫ ①世帯の生計中心者であること ②世帯収入の総収入または総所得を合算した金額が一定基準以下であること ③預貯金等の資産の保有額が 600 万円以下であること ④土地・建物を保有していないこと (現在居住している土地、建物は除く) ⑤都内に引き続き 1 年以上在住(住民登録)していること ⑥生活保護受給世帯の世帯主または世帯員でないこと ⑦暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条 6 号に規定する暴力団員でないこと
	<b>相談窓口の設置運営</b>	相談窓口(常設)を設置し、専門相談員による必要な支援と情報提供(奨学金等)を実施する。
	<b>広報普及啓発活動</b>	区報、ホームページ、ポスター等への掲載のほか、学校(区立中学校校長会等)や関係機関(あらかわ子ども応援ネットワークや学習塾等)への情報提供を実施するなど、きめ細かく周知を図り、一人でも多くの方々に情報提供していく。

## 10. ひとり親貸付事業サービス区分

大項目	小項目	事業の概要
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業 (東京都社会福祉協議会受託事業)		<p>《訓練促進資金》            高等職業訓練促進給付金を活用して、養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対する入学準備金、就職準備金の貸付を実施する。            ※就職、就業継続ほかの要件に合致する場合は、返済を免除</p> <p>《住宅支援資金》            児童扶養手当を受給、または所得が同水準で自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組む、ひとり親家庭の親に対する住居の借上げ資金の貸付を実施する。            ※就職、就業継続ほかの要件に合致する場合は、返済を免除</p>

## 11. 特定相談支援事業サービス区分

大項目	小項目	事業の概要
計画相談支援及び 障がい児相談支援 事業	指定特定相談支援 事業・障がい児相 談支援事業	<p>障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、障害福祉サービス、障害児通所支援を利用する方を対象に、相談支援及び指定計画相談支援・障害児相談支援を実施する。</p> <p>※本事業は社会福祉事業区分に属するが、事業の実施は公益事業区分の荒川区立障害者福祉会館(アクロスあらかわ)にて実施する。</p> <p>※事業の詳細は、障害者福祉会館(アクロスあらかわ)のサービス区分に記載。</p>
	障がい者虐待防止 の取り組み	<p>利用者や関係者との面談やモニタリング等を通じ、虐待の早期発見に努める。事業所として虐待を防止するため、「職員への研修の実施」や「虐待防止委員会の定期的な開催」に取り組む。</p> <p>相談支援従事職員が、義務研修を受講し、部署内伝達研修を実施する。</p>
	感染症対策	<p>感染症の発生及びまん延を防止するため「日常生活における基本的な感染対策」に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○対面での面接時のマスク着用、手指消毒の徹底。</li> <li>○面接、会議で使用する部屋の換気、机と椅子の消毒。</li> </ul>
	業務継続に向けた 取り組み	<p>切れ目のない利用者支援と安定的な事業所運営の両立を図るため、体制加算等の制度を有効活用して事業運営を行う。人員配置等の常勤化、加算に関わる資格者の増、事務作業の効率化を積極的に行う。</p> <p>感染症や非常災害発生時の業務継続に向け、以下の取り組みを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○業務継続計画等の策定</li> <li>○職員を対象とした研修と訓練の実施</li> </ul>

## 12. 障がい者支援事業サービス区分

大項目	小項目	事業の概要
障がい者就労支援事業 (荒川区受託事業)		<p>障がい者就労の機会を広げ、安心して働き続けられるように、就労支援コーディネーターと生活支援コーディネーターが本人や家族、企業から相談を受け、就労支援・生活支援をすることにより、地域で自立して暮らせるよう支援する。</p> <p>地域開拓促進コーディネーターは、就労支援施設に通所している方に対して、福祉的就労から一般就労への移行を支援する。また、区内企業における障がい者雇用の推進を図ると共に障がい者雇用に取り組む企業への支援を行う。</p> <p>令和7年10月就労選択支援の開始に伴い、障がい者が、本人の希望や適性・能力に合った就職先や就労支援サービスを選ぶことができるように、地域の就労支援機関等との連携をより強化していく。</p>
	就労支援	仕事探し、面接、実習の同行、企業開拓、離職調整等の就労支援を行う。
	就労訓練	就労の準備として、訓練機関のコーディネートを行う。
	定着支援	一般就労を継続している方が安定した就労を続けていけるように、本人及び企業へ支援を行うとともに、ジョブコーチ的支援等も実施する。
	生活支援	安心して職業生活を続けられるように、就労に関わる日常生活の支援を関係機関と連携して福祉サービス利用等のコーディネートと情報提供を実施する。
	エンパワーメント (余暇活動事業)	障がい者就労支援事業を通して、一人ひとりの生きる力を育むとともに、余暇活動である「ともともクラブ」「フットサル レウニル」を応援することで地域での活動を支援する。
	就労支援ネットワークづくり	ハローワーク、他区就労支援センター、企業、障がい者団体、特別支援学校、障がい者施設、行政、自立支援協議会等とのネットワークに参加し、雇用促進に向けた情報交換と支援協力を進める。
	地域啓発事業	障がいのある方々の就労について、地域住民や企業など広く関心理解を得るために、啓発事業を実施する。

大項目	小項目	事業の概要
	障がい者就労激励会・長期勤続表彰式	<p>《開催目的》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○長期勤続者の表彰を行い、障がい者の就労を激励する機会とする。</li> <li>○区長及び来賓を招待し、懇談の場で軽食を提供する（アルコールの提供はしない）。 勤続表彰式を継続的に実施し、登録者の長期勤続を労うことで、勤続の動機づけの一環にすると共に、企業や関係機関等の情報交換の場として、障がい者就労の推進を図る機会とする。</li> <li>○長期勤続者の職場の取材、記念冊子への職場からの労いの言葉を掲載すること等を通じ、就労者及び就労先企業等の意欲向上を図る。</li> <li>○記念冊子の内容は、会場内で上映する。</li> <li>○会場内に撮影コーナーを設け、登録者が参加された家族や企業の方と記念写真を撮り、後日、登録者本人に送付する。</li> </ul>
手話講習会 (荒川区受託事業)		聴覚障がい者の福祉に理解と熱意を持つ方を対象として、手話技術の指導を行い、手話奉仕活動を促進するための講習会を実施する。また、手話を学んだことのない方に向けた手話体験会を開催する。
失語症者コミュニケーション支援事業 (荒川区受託事業)		区在住の身体障害者手帳を所持する方や医師の診断書により失語症であることが確認できる方、またその団体に対して、コミュニケーション支援者を派遣調整する「失語症者コミュニケーション支援事業」の業務を行う。支援は、コミュニケーション支援のみとなり、移動の同行や身体介護は含まれない。利用者及びコミュニケーション支援者の登録受付業務、利用者から派遣受付のあった場合には、コミュニケーション支援員の派遣調整を行う。
障がい者個別避難計画事業 (荒川区受託事業)		災害発生時に的確な安否確認や避難誘導などを行うため、避難行動要支援者ごとに個別避難計画を作成する個別避難計画が未作成の身体障害者手帳 1、2 級、精神障害者手帳、愛の手帳所持者の計画作成を支援する。

### 13. ファミリー・サポート・センター事業サービス区分

大項目	小項目	事業の概要
ファミリー・サポート・センター事業 (荒川区受託事業)		<p>仕事と育児の両立及び育児環境の整備を目的に、子育ての援助を受けたい利用者と育児の支援をする地域の協力会員とがお互いに助け合う「地域のささえあい」を実践する住民参加型の会員制有償サービスを提供する。</p> <p>《利用会員》(子育ての援助を受ける会員)</p> <p>この事業に理解があり、区内に在住または在勤し、概ね生後6か月以上小学校6年生までの子どもがいる方。 (区内に在園・在学児がいる方も含む)</p> <p>※サービスの利用には利用会員としての登録が必要。 ※会員登録は、原則として毎月第三木曜日に開催する「会員登録説明会」に参加して、事業の趣旨や相互に守るべきルール等を理解していただく(1時間程度)</p> <p>希望により託児も用意(人数に限りあり)</p> <p>緊急の場合等は、窓口でも対応(日曜祝日・休日、年末年始を除く月曜日～土曜日の8:30～17:15)</p> <p>《協力会員》(子育ての援助活動を行う会員)</p> <p>この事業に理解と熱意がある心身ともに健康な18歳以上の方で、保育士、幼稚園教諭、看護師、保健師、助産師等の有資格者、もしくは、小学校教諭の経験がある方、東京都等の子育て支援員研修の受講修了者、区から委託を受けた社協が実施する協力会員養成講座の修了者</p> <p>※保育士などの有資格者は、養成講座の一部の受講を免除</p> <p>《利用料金》</p> <p>1時間 720円～840円(利用時間帯による)</p> <p>※1時間を超える場合は10分単位で計算(120円～140円)</p> <p>※同時に2人以上が利用する場合は、2人目から半額</p>
	育児支援サービス	<p>残業、病気、通院、冠婚葬祭、家族の介護や社会活動への参加などのため、保育園・幼稚園・学校・学童クラブへの送迎や保護者が帰宅するまで、子どもを預かるなどのサービスを提供する。</p> <p>《利用する際の理由(例示)》</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①仕事(残業など)のため</li> <li>②医療機関への通院のため</li> <li>③家族(親類)の看護・介護のため</li> <li>④冠婚・葬祭に参加するため</li> <li>⑤リフレッシュしたいため</li> <li>⑥就労準備のため職業訓練や学習会に参加するため</li> <li>⑦PTAや地域の行事、ボランティア活動に参加するため</li> <li>⑧その他、ファミリー・サポート・センターが援助の必要性を認めた場合</li> </ol>

大項目	小項目	事業の概要
	会員講習会	≪協力会員養成講習会≫ 年5回(1回につき3日間) ①保育士、保健師、栄養士等の座学講習 ②区内保育園での保育実習 ③AED(自動体外式除細動器)の救命講習 ≪フォローアップ研修等≫ ①救命救急講習会(年5回) ②協力会員養成講座 再講習(年5回) ③その他知識、技術の向上を目的とした講習会(講演会)
	事例発表・交流会	≪協力会員交流会(研修会)≫ ○協力会員の活動の充実を目的に開催(年1回) ≪事例発表・交流会≫ ○利用会員(保護者と子ども)と協力会員が、一堂に会する場を設け、会員間の交流を図る目的で開催(年1回) ※ふれあい館等でののお楽しみ会、あらかわ遊園など
	連絡調整会議	アドバイザーと地域リーダーが情報交換及び協議を行う場として地域リーダー会議を開催する。 隔月開催(年6回)
	協力会員継続5年表彰の実施	協力会員表彰を実施することにより、日頃の活動に感謝を表し、士気を高めることを目的に実施する。(隔年開催)
	広報紙「Fめ～る」の発行	≪広報紙「Fめ～る」≫ ○利用会員及び協力会員向けの情報提供紙(A3二つ折り) ○年1回:3,400部 ≪LINEによる情報提供≫ ○「Fめ～る」を補完するとともに、より柔軟かつタイムリーな情報を随時提供
託児サポーター事業 (荒川区受託事業)		講演会の託児など保育施設や自宅以外の場所における一時的保育サービスを、託児サポーターが担うことにより、子育て家庭の社会活動への参加を促進し、子育て家庭を支援する育児支援サービスを提供する。 ※原則として、託児サポーターは協力会員に依頼
	連絡調整	託児の利用団体と託児サポーターとの情報交換及び協議を行う場を提供する。 ≪主な協議内容≫ ○託児スペース、託児の年齢層、付帯設備など
	利用団体への説明	利用団体に対して会則等の周知徹底を図ることにより、円滑な託児サポートが行えるように実施する。(1時間程度) ※担当者の交代時も含む。
	広報活動	社協だより等を活用して、託児サポーター事業を広く周知し、事業の推進を図るとともに、子育て家庭の社会活動への参加を促進する。

## 厚生援護資金貸付事業拠点区分

### 14. 厚生援護資金貸付事業サービス区分

大項目	小項目	事業の概要
厚生援護事業		低所得世帯が一時的に生活困窮状態になり、他の方法では生活を保持する資金が得られない場合、必要な資金の貸付を行い、その世帯の厚生を援護する。

**歳末たすけあい運動事業拠点区分**

**15. 歳末たすけあい運動事業サービス区分**

大項目	小項目	事業の概要
歳末たすけあい運動事業 (12月1日～31日)		地域のだれもが、安心して新年を迎えることができるようにする一助としての個別配分（歳末たすけあい）、及び次年度に実施される地域福祉活動（地域福祉）の財源とするため、共同募金運動の一環として、町会・自治会、民生委員・児童委員協議会、母の会、共同募金協力会と協力し、実施者として「歳末たすけあい・地域福祉募金」を行う。 以下の各項目の内容は、歳末たすけあい運動実施委員会にて決定する。
	個別配分事業	当年の募金を財源とし、年末から年始にかけて、区内在住のひとり暮らし高齢者と在宅障がい児のうち、要件を満たす対象者へ金品等の配付をする。
	広報活動	当年の募金を財源とし、町会・自治会の協力のもと、各町会・自治会所管の掲示板でのポスター掲示を行うとともに、あらかわ区報への掲載やチラシ、ホームページ・公式SNS等を通じて広報を行う。
	地域福祉活動事業	前年度の募金を財源として、以下の事業を実施する。 <<助成事業>> 1) 協力金の交付 前年度の募金にご協力いただいた町会・自治会に対し、その募金額に応じて、地域福祉の基盤となる住民互助活動の推進に資することを目的に協力金をお渡しする。 2) 地域福祉活動助成 前年度の募金を財源とし、公的援助を受けにくい、区内のボランティア団体や当事者団体等の事業を助成し、特に立ち上げ期の支援を行うこと等により地域福祉活動を推進する。 <<見守り・支え合い事業>> 1) ふれあい粋・活サロン 高齢者や障がいのある方、その他の孤立リスクのある住民等の孤独感を解消するため、町会・自治会や民生委員・児童委員などの住民ボランティアや関係機関のご協力により、ご近所で交流できる場づくりを行う。 2) 子どもから高齢者への言葉の贈り物 75歳以上の高齢者みまもりネットワーク事業登録者へ小中高生が作成したメッセージカードをお届けし、心の交流を図る。 3) 生活困窮や孤独感解消への取り組み 高齢・障がいのある方等の孤独感解消のために、ご自宅を訪問し傾聴活動を行う団体を支援する。 また、生活困窮者等へ食品等の生活必需品を配付する。 <<地域福祉啓発事業>> 1) 地域福祉に関する講座 近年の地域福祉に関する動向を踏まえ、区内の地域課題

大項目	小項目	事業の概要
		<p>について共に考える講座等を開催する。</p> <p>2) 紙面による地域福祉活動等の広報 「社協だより」等、紙面による地域福祉活動等の広報を行う。</p>
	協力金の交付	<p>前年度の募金にご協力いただいた町会・自治会に対して、その募金の一部を財源とし、地域福祉の基盤となる住民互助活動の推進に資することを目的に協力金をお渡しする。</p>
	地域福祉活動助成	<p>前年度の募金を財源とし、公的援助を受けにくい、区内のボランティア団体や当事者団体等の事業を助成し、特に立ち上げ期の支援を行うこと等により地域福祉活動を推進する。</p>

## 尾久生活実習所（あらかわ希望の家）本所・分場運営事業拠点区分（※指定管理施設）

※現在、指定管理施設は4施設で、このうち尾久生活実習所「あらかわ希望の家」本所・分場、荒川生活実習所及び荒川福祉作業所は社会福祉事業区分に含まれ、荒川区立障害者福祉会館（アクロスあらかわ）のみ公益事業区分に含まれる。

### 16. 尾久生活実習所（あらかわ希望の家）本所・分場事業サービス区分

#### 施設概要

##### 1. 概要

特別支援学校を卒業した子ども達が、行き場所がなく家にひきこもることのないようにとの保護者の切実な思いを受け、「荒川のぞみの会」が昭和56年に通所の場としてスタートし、昭和62年に同会からの依頼を受け、社協が区の補助金で運営を開始した。平成7年には、荒川区立尾久生活実習所「あらかわ希望の家」として区からの受託運営に切り替えられた。

平成12年度から、知的障害者福祉法に基づく法内施設として位置付けられ、平成14年度からは、利用者の増加に伴って分場が開設された。平成18年度から、新たに区の指定管理者としての運営を開始(3年契約)し、平成21年度(5年契約)から、継続指定管理者として引き続き運営を行うとともに、障害者総合支援法に基づき「生活介護事業」に移行し現在に至っている。新たに令和6年度からの指定(5年契約)を受け、指定管理者として引き続き運営を行う。

近年、重度の障がいを抱える利用者が増加しており、障害支援の評価区分(1から6までの6段階)の平均が5以上に達している。利用者に対して、それぞれの障がいに合わせた個別のケアを検討し、適切なサポートを提供している。

また、利用者の年齢が上昇することにより、身体機能の低下や在宅生活をサポートする家族の高齢化に伴う支援力の低下などが起こり、その結果、利用者の在宅生活がますます困難になり、区内外の施設への入所が増加している。

どのような環境においても、利用者が自身の意思を持って選択し、自己決定ができるように保護者、関係機関、グループホーム等との緊密な連携を築きながら、利用者の日常の充実と社会的な自立に向けて支援している。

##### 2. 目的

区内の障がいのある方々を対象に生活作業訓練・地域交流などに取り組み、日々の生活の充実と社会的自立を図ることを目的に運営している。利用者の持つ機能・能力を引き出すことと併せて、地域の方々との交流を図ることを通して地域の中で生じる様々なハンディキャップを克服し、地域で豊かに生きることを支える。また、障がいのある人や家庭が抱える問題に対して、生活支援員を中心にあらゆる職種の職員がそれぞれの専門性を生かした支援を行い、地域の様々なネットワークを活用して地域での生活を支援する。

3. 利用定員 77名（本所58名、分場19名）

4. 登録人員 75名（本所56名、分場17名）

5. 開所日 242日 月曜日～金曜日（土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く）

6. 所在地 《本所》〒116-0011 東京都荒川区西尾久 6-17-3  
《分場》〒116-0011 東京都荒川区西尾久 4-6-4

大項目	小項目	事業の概要
生活介護事業	生活作業訓練事業	<p>《日常活動》 運動、創作活動、音楽活動、レクリエーション、喫茶活動、外出・外食活動などの活動プログラムを実施する。障がい特性や年齢、体力、興味関心等によって異なる幅広いニーズに応じ、様々な経験を通して利用者それぞれの持てる力を発揮できるよう日常活動を展開する。</p> <p>《基本的生活活動》 食事・排泄・移動・更衣・整容・清潔保持等について、行為や行動を習得するための支援を行い、生活スキルの向上を図る。</p> <p>《コミュニケーション活動》 利用者同士、職員や地域の方々との日常的なコミュニケーション・関係づくりを通して、集団の中で安心して楽しく、互いに心地よい環境で過ごすためのコミュニケーション方法や協調性・社会性を身に付ける。 また、WEB会議システムを活用し、対面ではない方法での他施設交流を継続する。</p> <p>《講師活動》 専門的な講師の指導のもと、美術・文章表現・自立プログラムなどの活動を行う。 講師活動は、施設職員以外の人と関わる機会にもなっており、活動の成果は、障がい者の理解を深めるための啓発・広報活動として展開していく。</p> <p>《合同プログラム》 季節の催し、音楽活動、ボッチャ、カラオケ、ボウリング、喫茶活動、クラブ活動等を行い、主体的選択や自己決定、利用者同士の関係づくりに取り組み、楽しむ機会を提供する。</p> <p>《外出活動》 外出活動を通じて、知識や経験を広げ、社会の決まり事やその意味を学ぶ。</p> <p>○トランポリン活動 楽しみながら体を動かし、情緒の安定を図る。</p> <p>○宿泊訓練 施設の仲間たちや職員と寝起きをともにする体験を通じて、社会性、自律性を高める機会とする。</p> <p>○バスハイク 宿泊訓練における社会参加及び余暇活動の代替として実施する。</p>
	個別支援計画の策定	<p>その人らしく自立して地域で暮らしていけるよう、一人ひとりのニーズを随時把握し、目標や支援方法を定める個別支援計画を策定して支援を行う。その過程と結果をもとに、利用者の自信や職員との信頼関係につながるよう目標や支援方法を見直していく。</p>
	相談支援	<p>本人のみならず、家族にとって最も身近に相談ができる機関として機能できるよう、随時の面談等の充実を図り、ニーズのキャッチと将来の生活設計や成年後見制度等を含めた相談に力を入れる。また、特定相談支援事業者等の関連機関と連携した支援の充実や各家庭への必要なサービス</p>

大項目	小項目	事業の概要
		の案内等を行う。
	健康管理	<p>○健康維持のため、個々の利用者の体調・疾病状況・健康状態を把握するとともに、日常的支援や看護師・栄養士等からの助言等を行う。</p> <p>○日常的に看護師が健康管理を行う(連絡帳の確認、検温、バイタルチェック)。</p> <p>○疾病の予防と早期発見に努め、健康の保持・増進を図る。</p> <p>○理学療法士が作成した個別の体操プログラムに沿って運動を行い、身体機能の維持に役立てる。</p> <p>○健康診断を年1回行う。</p> <p>○歯科検診を年1回行う。</p> <p>○医務室にて専門医(内科医・精神科医)の診察や健康相談を行う。</p> <p>○保護者に対して、健康及び保健衛生についての知識の普及と啓発を行うための情報提供を行う。</p>
	給食事業	<p>利用者の健康保持・増進を図るため、行き届いた衛生管理下で調理された栄養のバランスの良い給食を提供する。</p> <p>また、個々の利用者が食べやすい食事形態や食器に配慮し、自立に向けた食事支援を行う。必要に応じて、利用者、保護者、関係者に対して栄養相談・栄養指導を実施する。</p>
	通所支援	<p>令和4年4月から、委託業者は送迎車両の運行のみを行い、添乗職員は社協が雇用する形態となっている。</p> <p>委託業者と施設職員による運行前後のミーティングや申し送りを実施し、情報を共有することで安全運行に努める。</p> <p>また、添乗職員に対して、「乗降介助の方法」「車内での急変対応」「障がいの理解」等の研修を適宜実施する。</p>
	行事及び地域交流・啓発事業	<p>利用者が一人ひとりの持つ能力を発揮し、様々な行事に取り組むことにより、達成感や充実感、喜びを得られるようにする。また、地域の方々との交流を通じて地域での豊かな生活につなげるとともに、地域住民の障がいに対する理解を高める。</p> <p>《地域交流活動》</p> <p>日常活動や行事へのボランティアの受け入れのほか、近隣の飲食店や公共施設に絵画を展示していただく「絵画交換」や“ゆいの森あらかわ”での定期展示、各種作品展への出展を通じて交流を深める。</p> <p>また、分場においては、西尾久みどり保育園との交流事業をきっかけに始めた、「街なかシリーズ」を継続する。</p> <p>※街なかシリーズとは、利用者が季節に合わせて作成したペープサートを地域の方々分場に面した歩道に飾りつける取り組み</p> <p>《施設公開「やかまし祭」》</p> <p>利用者の日頃の活動の成果を地域の方々に紹介し、理解と共感を得るとともに、地域の方々や近隣保育園との交流を図る。</p> <p>《ハートフル運動会》</p> <p>心身障害児者福祉連合会主催の運動会に参加し、運動会の雰囲気を楽しみながら、様々な障がいのある方々との交</p>

大項目	小項目	事業の概要
		<p>流を図る。</p> <p>《入所式》 学校を卒業し、希望の家の一員になったことを自覚するとともに、社会人になったことをお祝いする。</p> <p>《二十歳を祝う会》 利用者・職員・保護者をはじめ、地域の方々とともに喜び、二十歳としての第一歩を踏み出すことを祝福する。</p> <p>《情報紙の発行》 地域の方々に施設の活動や障がい者について知っていただくため、地域交流情報紙「あしあと」を年2回発行し配布する。</p> <p>《アート展示》 施設の身近な地域の公共施設や飲食店などで利用者の作品を展示し、より多くの地域の方々が利用者の作品に接することにより、障がいのある人と施設についての理解を深めてもらう機会とする。地域の方々の協力を得て、展示できる施設や店舗等を増やしていく。</p> <p>《自主生産品の販売》 利用者が活動でつくった「自主生産品」を地域の催し物等で販売する。</p> <p>《見学者・ボランティアの受け入れ》 行事等を含めた活動全般を、日常的にボランティア活動ができる場とし、地域の方々との交流を通じ利用者の人間関係を豊かにする。随時、見学者を受け入れ、施設の設置目的や障がい者への理解を促進する。 また、サマーボランティアや企業の新任職員研修の受け入れを継続する。</p> <p>《体験実習・進路実習の受け入れ（利用者）》 特別支援学校や関係機関からの依頼に応じて受け入れており、実習生の特性に合わせて、実習するグループや活動プログラム等を調整している。</p> <p>《資格取得のための実習受け入れ（一般）》 社会福祉士や保育士、教員免許等の資格取得のための実習を受け入れる。</p>
	施設入浴サービス	自宅での入浴が困難な利用者に対し、尾久生活実習所本所において入浴サービスを提供する。(7年度中に開始予定)
	紙おむつ等の提供	希望者に対して、施設の利用時間内に紙おむつ、尿取りパッドを提供する。
	障がい者虐待防止・身体拘束等の適正化	不適切な身体拘束を含めた障がい者虐待を防止するため、「施設職員への研修の実施」や「虐待防止委員会の定期的な開催」等を実施する。
	感染症対策	感染症の発生及びまん延を防止するため、「日常生活における基本的な感染対策」や「感染症対策の研修及び訓練」等を実施する。
	防災訓練	発災時の利用者の安全を確保するため、総合防災訓練を含め、地震・火災等を想定した各種訓練を行う。また、地域住民参加型の防災訓練を実施する。
	業務継続に向けた取り組み	感染症や非常災害発生時の業務継続に向け、以下の取り組みを行う。

大項目	小項目	事業の概要
		○業務継続計画等の策定 ○施設職員を対象とした研修と訓練の実施
	福祉避難所の設置・運営	大規模な災害の発生後、速やかに福祉避難所を開設できるよう、設置・運営に関する訓練や適切な備蓄品の管理、更新補充を適宜行う。なお、設置・運営に関する訓練は、地域住民や関係者に参加いただく機会を設ける。

## 荒川生活実習所 及び 荒川福祉作業所運営事業拠点区分（※指定管理施設）

※現在、指定管理施設は4施設で、このうち尾久生活実習所「あらかわ希望の家」本所・分場、荒川生活実習所及び荒川福祉作業所は社会福祉事業区分に含まれ、荒川区立障害者福祉会館（アクロスあらかわ）のみ公益事業区分に含まれる。

### 17. 荒川生活実習所 及び 荒川福祉作業所事業サービス区分

#### 施設概要

##### 1. 概要

荒川生活実習所及び荒川福祉作業所については、平成18年度に区から運營業務の一部を受託し、平成19年度からは指定管理者として運営をしている（平成24年3月までが第1期、平成29年3月までが第2期、令和4年3月までが第3期指定管理期間）。

平成21年度には、障害者自立支援法に基づき、荒川生活実習所は「生活介護事業」、荒川福祉作業所は「就労継続支援B型事業」「就労移行支援事業」にそれぞれ定員を拡大して移行した。平成25年度からは、障害者総合支援法に基づく施設となっている。引き続き、令和4年度から令和8年度までの第4期指定管理期間を運営することとなった。

##### 2. 目的

###### ■荒川生活実習所 <生活介護事業>

区内の18歳以上の知的障がい者および身体障がい者に対して、日中活動を通じて様々な経験を提供することにより、基本的な生活習慣や生活スキル、社会的スキルの維持・向上・定着を図る。また、他の利用者や職員、地域の人々との良好な関係性を築き、お互いを認め合い、心地よく過ごせるようサポートする。

###### ■荒川福祉作業所 <就労継続支援B型事業>

一般の事業所での雇用が難しい知的障がい者および身体障がい者に対して、福祉的な就労機会を提供し、生産活動やその他の活動を通じて知識や能力を向上させる訓練を行い、利用者が自立した日常生活や社会生活を送れるように支援する。

###### ■荒川福祉作業所 <就労移行支援事業>

就労を希望する65歳未満で一般の事業所に雇用されることが可能と見込まれる知的障がい者及び身体障がい者に対し、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練・職場体験等を含めた求職活動に関する支援を行う。なお、就職後は職場に定着できるように、雇用に伴い生じる日常生活や社会生活上の課題解決に向けた支援をする。

##### 3. 利用定員

■荒川生活実習所 47名

■荒川福祉作業所 55名（就労継続支援B型事業 48名、就労移行支援事業 7名）

##### 4. 登録人員

■荒川生活実習所 42名

■荒川福祉作業所 41名（就労継続支援B型事業 40名、就労移行支援事業 1名）

##### 5. 開所日

242日 月曜日～金曜日（土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く）

##### 6. 所在地(両施設)

〒116-0002 東京都荒川区荒川1-53-9（1階・2階）

大項目	小項目	事業の概要
生活介護事業 (荒川生活実習所)	生活介護事業	<p>《日常活動》 運動、創作活動、仕事(受注作業や自主生産品作製・販売等)、音楽活動、レクリエーション、農園での作業、サークル活動、調理実習、お茶会、誕生会、自治会活動、外出活動など多彩な活動メニューを実施する。これにより、障がい特性、年齢、体力、興味関心等によって異なる幅広いニーズに応じ、様々な経験を通して利用者それぞれの持てる力を発揮できるよう日常活動を展開する。</p> <p>《基本的生活活動》 食事・排泄・移動・更衣・整容・清潔保持等について、食形態の変更等も含む支援により機能維持を図るとともに、行動障がいの予防的な支援や自立を促す介助・声かけ等により、生活スキルの向上を図る。</p> <p>《コミュニケーション活動》 利用者同士や職員、ボランティアを含む地域の方々との日常的なコミュニケーション・関係づくりを通して、集団の中で安心して楽しく、互いに心地よい環境で過ごすためのコミュニケーション方法や協調性・社会性を身に付ける。タブレット端末のアプリを活用した視覚的な意思決定、交流活動などを通して、コミュニケーションの充実を図る。</p> <p>《講師活動》 専門的な講師の指導のもと、利用者の興味関心のある5つの活動(トランポリンやレクリエーション、アート、アロマセラピー、木工)から利用者が選択して参加する。 講師活動は、施設職員以外の人と関わる機会にもなっており、活動の成果は、障がい者の理解を深めるための啓発・広報活動として展開していく。</p> <p>《合同プログラム》 自治会企画、全体会やボランティア・実習生による活動をグループの枠を超えて実施し、グループ以外の利用者や職員と関り、共有する機会を提供する。</p> <p>《外出活動》 外出活動を通じて、知識や経験を広げ、社会の決まり事やその意味を学ぶ。</p> <p>○所外活動 施設外での活動を通して、心身のリフレッシュを行うとともに、社会でのマナーを学び、社会経験を広げ自立支援の機会とする。</p> <p>○トランポリン活動 楽しみながら体を動かし、情緒の安定を図る。</p> <p>○宿泊訓練 施設の仲間たちや職員と寝起きをともにする体験を通じて、社会性、自律性を高める機会とする。</p> <p>○バスハイク 宿泊訓練における社会参加及び余暇活動の代替として実施する。</p> <p>○施設入浴サービス 自宅での入浴が困難な利用者に対し、尾久生活実習所本</p>

大項目	小項目	事業の概要
		<p>所において入浴サービスを提供する。(7年度中に開始予定)</p> <p>○紙おむつ等の提供 希望者に対して、施設の利用時間内に紙おむつ、尿取りパッドを提供する。</p>
<p>就労継続支援 B 型事業 及び 就労移行支援事業 (荒川福祉作業所)</p>	<p>就労継続支援 B 型事業</p>	<p>《生活支援》 利用者の障がいの状況・健康状態・生活環境等を把握し、個別支援や集団支援を通して、基本的な生活習慣の習得、社会性の向上、健康管理、利用者の力を伸ばすことを目的として以下の取組みを行う。</p> <p>①利用者とその家族が安心して充実した生活を送り、将来の生活の希望を描けるよう、日常のコミュニケーションや相談を充実させる。</p> <p>②生活の幅を広げ、利用者が主体性を持ち生活し続けることができるよう、各種行事や趣味活動を充実させる。</p> <p>③看護師による健康チェックや栄養士による食事の管理のほか、看護師や栄養士による健康講座や体操プログラムを実施し、健康を保って地域生活を続けられるようにする。</p> <p>《作業支援》 利用者が働くことを通じて力を伸ばし、充実感や自己肯定感を高め、社会での役割を感じながら充実した人生を送ることができるよう、以下の取組みを行う。</p> <p>①多様なニーズに応じた支援 現在、作業所には 10～80 歳代までの幅広い年代の利用者が通所している。利用者一人ひとりに、その人らしい仕事や生活を送っていただけるよう、目的別に 3 つのグループを設け、作業（仕事）を中心とした支援プログラムを構築している。</p> <p>i 作業中心グループ 若年層を中心とし、作業をし続ける力・就労できる力を養うことを目的とする。就労希望者は、就労移行支援事業を経て、一般就労を目指す。</p> <p>ii 作業プラス余暇活動グループ 作業を中心としつつ、適度にレクリエーションや余暇的活動プログラムを実施する。</p> <p>iii 作業プラス健康維持・体力維持活動グループ 作業を中心としながらも、健康維持や体力維持を目的とする。介護予防の視点を持ち、体操、健康講座を行う。</p> <p>②自主生産品の販路拡大 一般企業等からの受注作業を中心としつつ、自主生産品の作製、販売、各種イベントへの出店を行う。 社協のネットワークを活用した広報を実施し、共同受注や新規取引先の開拓を進めていく。</p> <p>③就労意欲を高める取組み 利用者が仕事への誇りや充実感を感じられるよう、利用者の特性を十分考慮し、特性に合った作業を継続的に得られるよう、一般企業等に営業活動を行い信頼関係の構築に努める。また、作業所内の環境を整備して作業</p>

大項目	小項目	事業の概要
		<p>を割り振り、働くモチベーションを持続できるよう支援を行う。</p> <p>利用者の個々の特性に合わせた仕事を引き受け、与えられた材料を処理して収入を得る。加工代金は、工賃として利用者に支給する。</p> <p>④社会とのつながり 社会参加や地域交流を目的として、自主生産品の作製における専門家やボランティアとの協働やイベントでの自主生産品の販売を行う。</p> <p>⑤一般就労を目指す方への支援 一般企業等での指導、訓練を受けることにより、就労につながることを期待できる利用者については、利用者本人、保護者並びに受け入れ先と十分な連携を図ったうえで、各種団体・一般企業等で実習を行う。</p> <p>⑥就労移行支援事業との連携 令和元年度より、就労継続支援 B 型事業の利用希望者に対する就労アセスメントを実施している。 今後は、これまでの就労アセスメントの取組みを評価し、区と就労選択事業の実施を検討する。就労継続支援 B 型事業の利用者が、就労移行支援事業を利用し、将来的に一般就労を目指すシステムの構築を進める。</p> <p>⑦目標工賃達成指導員の配置による安定した工賃の確保 令和 5 年度に、新たに目標工賃達成指導員が配置された。生活支援や職業支援、目標工賃達成支援などの分業化により専門性を高めることで、目標工賃額を月平均 14,000 円に設定し、その達成を図る。 目標工賃達成指導員は、主に以下の業務を担当する。 i 受託先企業と交渉して「作業単価」の向上を図る。 ii 新規受託先企業の開拓、利用者の作業能力向上の支援を行い「高単価の作業受注」を目指す。 iii 「作業工程」の見直しを行い、作業効率を改善する。 iv 自主生産品の開発やその「作業工程」の策定、「販売先」の開拓等を行う。</p> <p>「作業種目」 建築金具の組み立て・鉛筆の袋入れ・箱詰め・建築金具等の仕分け・書類の丁合・自主生産品の作製(アクセサリー等)・各種イベントでの販売</p> <p>《全日外出》 地域に出て人と接し、様々な体験や交流を経験する機会とする。外出先を選択制にすることで、利用者の自発的活動を促すことを目的とする。年 1 回の活動を通じて、利用者の心身のリフレッシュを図るとともに、社会でのマナーを学び、社会経験を広げ自立支援の一環とする。</p> <p>《バスハイク》 家庭や通所施設を離れた場での生活を経験することで、自立心を育てるとともに、利用者同士の親睦を深め、社会経験の拡大を図る。また、日々の労働の対償として楽しめる機会を提供し、就労意欲の向上につなげる。</p>

大項目	小項目	事業の概要
	就労移行支援事業	<p>利用者の要望及び適性（心身の状況、作業スキル等）のアセスメントを実施し、一般就労を目的として、就労時に必要とされる作業スキルや集中力、就労意欲及び職場での対人コミュニケーションを習得するため、以下の取り組みを行う。</p> <p>①パソコン、事務補助訓練、就労に関する講義、生活に関する講義のほか、他機関や就労継続支援B型事業と連携した事務補助等の実習、作業実習等のプログラムを行う。</p> <p>また、併設の就労継続支援B型事業の利用者で、就労を希冀する方が、就労移行支援事業を利用し就職につながる体制を構築し、新規利用者の獲得につなげていく。</p> <p>②ハローワークや障害者就労支援センター、区内の他の就労移行支援事業所等と連携して最新の情報を収集し、利用者に企業説明会や実習の情報を提供する。実習から就職面接、就労までの支援を行い、利用者の就労後も職場へのフォローアップを行う。</p>
荒川生活実習所・荒川福祉作業所 共通事業	個別支援計画の策定	<p>その人らしく自立して地域で暮らしていけるよう、一人ひとりのニーズを随時把握し、目標や支援方法を定める個別支援計画を策定して支援を行う。その過程と結果をもとに、利用者の自信や職員との信頼関係につながるよう目標や支援方法を見直していく。</p>
	相談支援	<p>本人のみならず、家族にとって最も身近に相談ができる機関として機能できるよう、随時の面談等の充実を図り、ニーズのキャッチと将来の生活設計や成年後見制度等を含めた相談に力を入れる。また、特定相談支援事業者等の関連機関と連携した支援の充実や各家庭への必要なサービスの案内等を行う。</p>
	健康管理	<p>○健康維持のため、個々の利用者の体調・疾病状況・健康状態を把握するとともに、日常的支援や看護師・栄養士等からの助言等を行う。</p> <p>○日常的に看護師が健康管理を行う（連絡帳の確認、検温、バイタルチェック）。</p> <p>○疾病の予防と早期発見に努め、健康の保持・増進を図る。</p> <p>○理学療法士が作成した個別の体操プログラムに沿って運動を行い、身体機能の維持に役立てる。</p> <p>○健康診断を年1回行う。歯科検診を年1回行う。</p> <p>○医務室にて専門医（内科医・精神科医）の診察や健康相談を行う。</p> <p>○保護者に対して、健康及び保健衛生についての知識の普及と啓発を行うための情報提供を行う。</p>
	給食事業	<p>利用者の健康保持・増進を図るため、行き届いた衛生管理下で調理された栄養のバランスの良い給食を提供する。また、個々の利用者が食べやすい食事形態や食器に配慮し、自立に向けた食事支援を行う。必要に応じて、利用者、保護者、関係者に対して栄養相談・栄養指導を実施する。</p>
	通所支援	<p>利用者の通所のため、車いす用リフト付きマイクロバス3台を委託運行する。</p> <p>送迎時における利用者への適切な対応を目的として、定</p>

大項目	小項目	事業の概要
	<p data-bbox="424 394 675 461"><b>行事及び地域交流・啓発事業</b></p>	<p data-bbox="691 248 1436 315">期的な会議を設け、利用者の状況等を共有していく（荒川生活実習所）。</p> <p data-bbox="691 315 1436 383">一人で通所する利用者については、家族と連携して、安全に通所できる体制の整備を行う。</p> <p data-bbox="691 383 1436 495">地域の方々との交流を行い、地域での豊かな生活と暮らしやすい地域づくりにつなげていく。また、交流を通じて、地域の方々に障がいのある人々への理解を促進する。</p> <p data-bbox="691 495 1436 607">なお、生活介護事業、就労継続支援B型事業と就労移行支援事業では、それぞれの事業目的に応じて参加する行事や地域交流事業は異なる。</p> <p data-bbox="691 607 863 640">《施設公開》</p> <p data-bbox="691 640 1436 752">施設を一般公開するとともに、地域住民を招待し、作業・活動公開や作品展示、自主生産品の販売等による様々な方々との交流を通じて、障がい者等への理解を促進する。</p> <p data-bbox="691 752 1436 864">令和6年度は、隣接するあらかわエコセンター・荒川たんぽぽセンターやあらかわりサイクルセンターとの同日開催を予定している。</p> <p data-bbox="691 864 975 898">《ハートフル運動会》</p> <p data-bbox="691 898 1436 1010">心身障害児者福祉連合会主催の運動会に参加し、運動会の雰囲気を楽しみながら、様々な障がいのある方々との交流を図る。</p> <p data-bbox="691 1010 1062 1043">《入所式・二十歳を祝う会》</p> <p data-bbox="691 1043 1436 1111">入所者や二十歳になった利用者を利用者・職員・保護者をはじめ、地域の方々とともに祝いする。</p> <p data-bbox="691 1111 1436 1178">準備や式典での進行は、利用者の代表である自治会と施設職員が共同で行う。</p> <p data-bbox="691 1178 919 1211">《情報紙の発行》</p> <p data-bbox="691 1211 1436 1323">地域の方々に施設の活動や障がい者について知っていただくため、地域交流情報紙「アラセイ・アラフク」を年2回発行し配布する。</p> <p data-bbox="691 1323 895 1357">《アート展示》</p> <p data-bbox="691 1357 1436 1547">施設の身近な地域の公共施設や飲食店などで利用者の作品を展示し、より多くの地域の方々が利用者の作品に接することにより、障がいのある人と施設についての理解を深めてもらう機会とする。地域の方々の協力を得て、展示できる施設や店舗等を増やしていく（荒川生活実習所）。</p> <p data-bbox="691 1547 975 1581">《自主生産品の販売》</p> <p data-bbox="691 1581 1436 1648">利用者が活動でつくった「自主生産品」を地域の催し物等で販売する。</p> <p data-bbox="691 1648 1174 1682">《見学者・ボランティアの受け入れ》</p> <p data-bbox="691 1682 1436 1839">行事等を含めた活動全般を、日常的にボランティア活動ができる場とし、地域の方々との交流を通じ利用者の人間関係を豊かにする。随時、見学者を受け入れ、施設の設置目的や障がい者への理解を促進する。</p> <p data-bbox="691 1839 1436 1906">また、サマーボランティアや企業の新任職員研修の受け入れを継続する。</p> <p data-bbox="691 1906 1286 1939">《体験実習・進路実習の受け入れ（利用者）》</p> <p data-bbox="691 1939 1436 2018">特別支援学校や関係機関からの依頼に応じて受け入れており、実習生の特性に合わせて、実習するグループや活</p>

大項目	小項目	事業の概要
		<p>動プログラム等を調整している。</p> <p>《資格取得のための実習受け入れ（一般）》  社会福祉士や保育士、教員免許等の資格取得のための実習を受け入れる。</p>
	障がい者虐待防止・身体拘束等の適正化	<p>不適切な身体拘束を含めた障害者虐待を防止するため、「施設職員への研修の実施」や「虐待防止委員会の定期的な開催」等を実施する。</p>
	感染症対策	<p>感染症の発生及びまん延を防止するため、「日常生活における基本的な感染対策」や「感染症対策の研修及び訓練」等を実施する。</p>
	防災訓練	<p>発災時の利用者の安全を確保するため、総合防災訓練を含め、地震・火災等を想定した各種訓練を行う。また、地域住民参加型の防災訓練を実施する。</p>
	業務継続に向けた取り組み	<p>感染症や非常災害発生時の業務継続に向け、以下の取り組みを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○業務継続計画等の更新</li> <li>○施設職員を対象とした研修と訓練の実施</li> </ul>
	福祉避難所の設置・運営	<p>大規模な災害の発生後、すみやかに福祉避難所を開設できるように設置・運営に関する訓練や適切な備蓄品の管理、更新補充を適宜行う。なお、設置・運営に関する訓練は、地域住民や関係者に参加いただく機会を設ける。</p>

## 公益事業区分

### 障害者福祉会館（アクロスあらかわ）運営事業拠点区分（※指定管理施設）

※現在、指定管理施設は4施設で、このうち尾久生活実習所「あらかわ希望の家」本所・分場、荒川生活実習所及び荒川福祉作業所は社会福祉事業区分に含まれ、荒川区立障害者福祉会館（アクロスあらかわ）のみ公益事業区分に含まれる。

#### 1. 障害者福祉会館（アクロスあらかわ）事業サービス区分

##### 施設概要

###### 1. 概要・目的

障害者福祉会館（アクロスあらかわ）、平成9年8月に開館し、今年度で開館から28年目となる。障がいのある方の社会参加を支援する地域の拠点となるよう、様々な社会資源の有効活用を図りながら、障がいのある方やボランティアの活動の場として、また、多くの区民との幅広い交流を深める場として、広く利用されることを目指している。

同時に、誰もが安心して暮らし続けられる街づくりの拠点として、社協が長年培ってきたネットワークを活かし、文化活動、交流の場づくり、情報提供など各種事業の取り組みを進める。

平成26年度から福祉避難所の指定を受け、災害時の拠点としての機能も持ち合わせている。

また、平成26年度には、区から特定相談支援事業者の指定を受け、区における障がい者福祉の総合的な拠点として、障がいのある方やその保護者が安心して来館・相談できる場所となっている。

令和3年度から、地域生活支援拠点として区から指定を受け、区、基幹相談支援センター、他の地域生活支援拠点や他の相談支援事業所との一層の連携を図るよう努めている。

令和6年度より、失語症者コミュニケーション支援事業の業務委託を受け事業を開始した。

多様な障がいや困りごとのある地域住民に向け、細やかなサービス提供ができるよう会館全体の体制整備を行う。

2. 利用時間 午前9時～午後10時

3. 休館日 毎月第三火曜日、年末年始

4. 施設内容  
1階 事務室、多目的ホール  
2階 第一会議室（生きがい活動室）、第二会議室（洋室）、交流ロビー、点字ワープロ室、対面朗読室、喫茶コーナー「ステップ」  
3階 第三会議室（和室）、共用活動室、ロッカー室

5. 所在地 〒116-0002 東京都荒川区荒川 2-57-8

**その他の公益事業拠点区分**

**2. おもちゃ図書館事業サービス区分**

大項目	小項目	事業の概要
おもちゃ図書館事業（公益事業）		心身に障がいのある子どもと障がいのない子ども達が、おもちゃを通して楽しく遊ぶ中で、心身の発達を促す。 また、地域の方々との交流を図り、地域ぐるみで子育てを応援することを目的に、ボランティアの協力のもと、事業を実施する。
	おもちゃの病院支援事業	家庭で壊れてしまったおもちゃを直すボランティア「トイドクター」による活動を支援する。（週1回程度開催）
	手作りおもちゃ活動支援事業	布の絵本やフェルトのおままごと玩具などを手づくりし、おもちゃ図書館の遊びを豊かにするボランティア活動を支援する。
	おもちゃの貸出	乳幼児向けのおもちゃを2週間、無料で貸出する。

大項目	小項目	事業の概要
会館管理運営事業		障がい当事者団体や障がいのある方をサポートするボランティア団体の活動拠点であり、障がいのあるなしに関わらず交流できる場として、「アクロスあらかわ（荒川区立障害者福祉会館）運営要綱」に基づき、運営協議会を開催し、利用者の意見を反映した会館運営を行う。
	貸室・交流ロビー運営事業	障がいのある方々の自主活動及び障がいのある方をサポートするボランティア活動のために、多目的ホールや会議室、物品などの貸し出しを行うとともに、地域の方々へも同様に貸し出しを行う。 福祉新聞や点字新聞の閲覧、声のあらかわ区報などによる情報提供、登録団体の紹介を行う。 荒川区心身障害児者福祉連合会が運営する喫茶コーナー「ステップ」が併設されている交流ロビーをフリースペースとして開放する。
	障がい者理解啓発事業	アクロス・連合会まつり、きもちトーク&学習発表会、介護フェア、ステージ発表会等の障がいのある方とない方の交流イベントや交流講座を通じ、障がい者及び障がい福祉に対する地域住民の関心に働きかけ、障がい福祉の理解促進を図る。 学校等からの依頼により児童・生徒、その他地域住民に対し、障がい福祉の理解を深めるため、障がい当事者の協力を得て福祉教育を行う。
	当事者・支援者向け講座事業	障がい当事者の生活の質を高める講座として、聞こえづらい人向け手話講座やパソコン講座、生活の楽しみにつながる趣味の講座等を行う。 障がい者を支援するため、障がいの理解や、障がい者を支援する方法を身に付ける講座として、文字による情報提供が必要な障がいのある方を支える要約筆記講座を行う。
	防災訓練	障がいのある方を中心に不特定多数の方が利用する施設における災害発生時の対応や、福祉避難所についての理解を深めるため、アクロスあらかわの利用者や地域住民、職員がともに学ぶ機会として防災訓練を実施する。 多様な障がいごと、または団体ごとの防災訓練や福祉避難所の体験会等を通して、障がい当事者が日頃から災害時に備え、考え、学び合うワークショップを実施する。
	福祉避難所の設置・運営	大規模な災害の発生後速やかに福祉避難所を開設できるよう、設置、運営に関する訓練や適切な備蓄品の管理、更新、補充を適切に行う。 なお、福祉避難所の運営を協働で行っていけるよう、設置、設営訓練は、障がい当事者を含む施設利用者や地域住民の参加を募り、ともに行う。
計画相談支援及び障がい児相談支援事業（再掲）	障がい者虐待防止の取り組み	利用者や関係者との面談やモニタリング等を通じ、虐待の早期発見に努める。事業所として虐待を防止するため、「職員への研修の実施」や「虐待防止委員会の定期的な開催」に取り組む。
	感染症対策	感染症の発生及びまん延を防止するため、「日常生活における基本的な感染対策」や「感染症対策の研修及び訓練」等を実施する。

大項目	小項目	事業の概要
	業り務継続に向けた取り組み	<p>切れ目のない利用者支援と安定的な事業所運営の両立を図るため、体制加算等の制度を有効活用して事業運営を行う。人員配置等の常勤化、加算に関わる資格者の増、事務作業の効率化を積極的に行う。</p> <p>感染症や非常災害発生時の業務継続に向け、以下の取り組みを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○業務継続計画等の策定</li> <li>○職員を対象とした研修と訓練の実施</li> </ul>
手話講習会 (再掲)		<p>聴覚障がい者の福祉に理解と熱意を持つ方を対象として、手話技術の指導を行い、手話奉仕活動を促進するための講習会を実施する。また、手話を学んだことのない方に向けた手話体験会を開催する。</p>
失語症者コミュニケーション支援事業 (再掲)		<p>区在住の身体障害者手帳を所持する方や医師の診断書により失語症であることが確認できる方、またその団体に対して、コミュニケーション支援者を派遣調整する「失語症者コミュニケーション支援事業」の業務を行う。支援は、コミュニケーション支援のみとなり、移動の同行や身体介護は含まれない。利用者及びコミュニケーション支援者の登録受付業務、利用者から派遣受付のあった場合には、コミュニケーション支援員の派遣調整を行う。</p>
障がい者個別避難計画事業 (再掲)		<p>災害発生時に的確な安否確認や避難誘導などを行うため、避難行動要支援者ごとに個別避難計画を作成する個別避難計画が未作成の身体障害者手帳 1、2 級、精神障害者手帳、愛の手帳所持者の計画作成を支援する。</p>

参考：防災・災害・危機管理対策関係の取組一覧（再掲）

大項目	小項目	事業の概要
<b>社会福祉事業区分</b>		
<b>1. 法人運営事業サービス区分</b>		
危機管理体制の整備	事業継続計画の整備・検証	現在の事業継続計画について、各拠点施設や各部署単位で改めて検証を行うとともに、平時の事業や建物管理等にも連動するよう、当該年度の体制に即して更新を行う。 また、事業継続計画や災害ボランティアセンター運営ガイドラインに基づき、災害時に災害ボランティアセンターを速やかに立ち上げ、運営できるよう、災害時活動準備金を計上する。
	感染症対策	感染症の発生及びまん延を防止するため、「日常生活における基本的な感染対策」や「感染症対策の研修及び訓練」等を実施する。
<b>3. ボランティア活動推進事業サービス区分</b>		
災害時支援事業	災害ボランティアセンター事業	区との協定に基づき、災害時に「災害ボランティアセンター」を区と連携・協力して設置・運営する。 「災害ボランティアセンター」の実効性を高める目的のため、荒川総合スポーツセンターでの訓練を実施する。また、被災時を支える関係者のつながりを強め、運営ガイドラインの更新や資材・備品の整備を進める。 災害時協定先や関係団体、地元企業、ボランティアや地域活動団体との関係が、災害時に活かされるよう平時から連携力を高めるための取組を行っていく。
	被災地支援事業	釜石市との災害時相互応援協定に基づき、釜石市が被災した際には、災害ボランティアセンターや福祉避難所等の設置などに必要な職員の派遣、資機材の提供、地域住民との協力による支援等を行う。 その他の被災地に対しても、状況に応じて、職員の派遣をはじめ、区民や地域団体、ボランティア団体・企業・東社協等と協働し、義援金・支援金の募集など必要な支援活動を行う。
<b>16. 尾久生活実習所「あらかわ希望の家」本所・分場事業サービス区分</b>		
生活介護事業	感染症対策	感染症の発生及びまん延を防止するため、「日常生活における基本的な感染対策」や「感染症対策の研修及び訓練」等を実施する。
	防災訓練	被災時の利用者の安全を確保するため、総合防災訓練を含め、地震・火災等を想定した各種訓練を行う。また、地域住民参加型の防災訓練を実施する。
	業務継続に向けた取組	感染症や非常災害発生時の業務継続に向け、以下の取り組みを行う。 ○業務継続計画等の更新 ○施設職員を対象とした研修と訓練の実施
	福祉避難所の設置・運営	大規模な災害の発生後、速やかに開設できるように設置・運営に関する訓練や適切な備蓄品の管理、更新補充を適宜行う。なお、設置・運営に関する訓練は、地域住民や関係者に参加いただく機会を設ける。

<b>17. 荒川生活実習所 及び 荒川福祉作業所事業サービス区分</b>		
荒川生活実習所・ 荒川福祉作業所 共通事業	感染症対策	感染症の発生及びまん延を防止するため、「日常生活における基本的な感染対策」や「感染症対策の研修及び訓練」等を実施する。
	防災訓練	発災時の利用者の安全を確保するため、総合防災訓練を含め、地震・火災等を想定した各種訓練を行う。また、地域住民参加型の防災訓練を実施する。
	業務継続に向けた 取り組み	感染症や非常災害発生時の業務継続に向け、以下の取り組みを行う。 ○業務継続計画等の更新 ○施設職員を対象とした研修と訓練の実施
	福祉避難所の設 置・運営	大規模な災害の発生後、すみやかに福祉避難所を開設できるように設置・運営に関する訓練や適切な備蓄品の管理、更新補充を適宜行う。なお、設置・運営に関する訓練は、地域住民や関係者に参加いただく機会を設ける。
<b>公益事業区分</b>		
<b>1. 障害者福祉会館（アクロスあらかわ）事業サービス区分</b>		
会館管理運営事業	防災訓練	障がいのある方を中心に不特定多数の方が利用する施設における災害発生時の対応や、福祉避難所についての理解を深めるため、アクロスあらかわの利用者や地域住民、職員がともに学ぶ機会として防災訓練を実施する。 異なる障がいごと、または団体ごとの防災訓練や福祉避難所の体験会等を通して、障がい当事者が日頃から災害時に備え、考え、学び合うワークショップを実施する。
	福祉避難所の設 置・運営	災害発生時に自宅での生活が困難な方のうち、身体障がい者1、2級、知的障がい者、精神障がい者が避難生活を送るため、区との協定に基づき福祉避難所を設置・運営する。
計画相談支援及び 障がい児相談支援 事業	障がい者虐待防止 の取り組み	利用者や関係者との面談やモニタリング等を通じ、虐待の早期発見に努める。事業所として虐待を防止するため、「職員への研修の実施」や「虐待防止委員会の定期的な開催」に取り組む。 相談支援従事職員が、義務研修を受講し、部署内伝達研修を実施する。
	感染症対策	感染症の発生及びまん延を防止するため、「日常生活における基本的な感染対策」や「感染症対策の研修及び訓練」等を実施する。
	業務継続に向けた 取り組み	切れ目のない利用者支援と安定的な事業所運営の両立を図るため、体制加算等の制度を有効活用して事業運営を行う。人員配置等の常勤化、加算に関わる資格者の増、事務作業の効率化を積極的に行う。 感染症や非常災害発生時の業務継続に向け、以下の取り組みを行う。 ○業務継続計画等の策定 ○職員を対象とした研修と訓練の実施



法人全体  
資金収支予算



法人単位 資金収支当初予算

令和 7年 4月 1日

(単位：円)

勘定科目		前年度予算額	当初予算額	増減	
事業活動による収支	収	会費収入	4,650,000	4,640,000	-10,000
		寄付金収入	5,000,000	5,000,000	0
		経常経費補助金収入	274,620,000	296,141,000	21,521,000
		受託金収入	983,804,000	1,100,357,000	116,553,000
		その他の収入	1,081,000	2,035,000	954,000
	入	事業収入	57,712,000	58,783,000	1,071,000
		貸付事業収入	150,000	150,000	0
		就労支援事業収入	8,000,000	8,000,000	0
		受取利息配当金収入	391,000	356,000	-35,000
		事業活動収入計(1)	1,335,408,000	1,475,462,000	140,054,000
	出	人件費支出	991,590,000	1,107,992,000	116,402,000
		事業費支出	107,190,000	116,116,000	8,926,000
		事務費支出	255,265,000	266,250,000	10,985,000
		就労支援事業支出	8,000,000	8,000,000	0
貸付事業支出		250,000	250,000	0	
分担金支出		402,000	417,000	15,000	
助成金支出		3,642,000	3,729,000	87,000	
支払利息支出	163,000	301,000	138,000		
事業活動支出計(2)	1,366,502,000	1,503,055,000	136,553,000		
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)		-31,094,000	-27,593,000	3,501,000	
施設整備等による収支	収	施設整備等補助金収入	1,700,000	0	-1,700,000
		施設整備等収入計(4)	1,700,000	0	-1,700,000
	支	固定資産取得支出	2,930,000	4,913,000	1,983,000
		ファイナンス・リース債務の返済支出	3,454,000	1,825,000	-1,629,000
		施設整備等支出計(5)	6,384,000	6,738,000	354,000
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)		-4,684,000	-6,738,000	-2,054,000	
その他の活動による収支	収	投資有価証券売却収入	0	5,260,000	5,260,000
		積立資産取崩収入	48,404,000	4,764,000	-43,640,000
		その他の活動収入計(7)	48,404,000	10,024,000	-38,380,000
	支	積立資産支出	49,751,000	10,377,000	-39,374,000
		その他の活動支出計(8)	49,751,000	10,377,000	-39,374,000
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)		-1,347,000	-353,000	994,000	
予備費支出(10)		5,000,000	5,000,000	0	
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)		-42,125,000	-39,684,000	2,441,000	
前期末支払資金残高(12)		42,125,000	39,684,000	-2,441,000	
当期末支払資金残高(11)+(12)		0	0	0	

### 資金収支予算内訳表

令和 7年 4月 1日

(単位：円)

勘定科目		社会福祉事業	公益事業	合計	内部取引消去	法人合計
事業活動による収支	収入					
	会費収入	4,640,000	0	4,640,000	0	4,640,000
	寄付金収入	5,000,000	0	5,000,000	0	5,000,000
	経常経費補助金収入	296,141,000	0	296,141,000	0	296,141,000
	受託金収入	1,028,274,000	72,083,000	1,100,357,000	0	1,100,357,000
	その他の収入	2,035,000	0	2,035,000	0	2,035,000
	事業収入	58,783,000	0	58,783,000	0	58,783,000
	貸付事業収入	150,000	0	150,000	0	150,000
	就労支援事業収入	8,000,000	0	8,000,000	0	8,000,000
	受取利息配当金収入	356,000	0	356,000	0	356,000
	事業活動収入計(1)	1,403,379,000	72,083,000	1,475,462,000	0	1,475,462,000
	支出					
	人件費支出	1,069,842,000	38,150,000	1,107,992,000	0	1,107,992,000
事業費支出	114,149,000	1,967,000	116,116,000	0	116,116,000	
事務費支出	234,954,000	31,296,000	266,250,000	0	266,250,000	
就労支援事業支出	8,000,000	0	8,000,000	0	8,000,000	
貸付事業支出	250,000	0	250,000	0	250,000	
分担金支出	417,000	0	417,000	0	417,000	
助成金支出	3,729,000	0	3,729,000	0	3,729,000	
支払利息支出	301,000	0	301,000	0	301,000	
事業活動支出計(2)	1,431,642,000	71,413,000	1,503,055,000	0	1,503,055,000	
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	-28,263,000	670,000	-27,593,000	0	-27,593,000	
施設整備等による収支	収入					
	施設整備等収入計(4)	0	0	0	0	0
	支出					
	固定資産取得支出	4,913,000	0	4,913,000	0	4,913,000
	ファイナンス・リース債務の返済支出	1,825,000	0	1,825,000	0	1,825,000
施設整備等支出計(5)	6,738,000	0	6,738,000	0	6,738,000	
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	-6,738,000	0	-6,738,000	0	-6,738,000	
その他の活動による収支	収入					
	投資有価証券売却収入	5,260,000	0	5,260,000	0	5,260,000
	積立資産取崩収入	4,764,000	0	4,764,000	0	4,764,000
	事業区分間繰入金収入	704,000	200,000	904,000	-904,000	0
	その他の活動収入計(7)	10,728,000	200,000	10,928,000	-904,000	10,024,000
	支出					
	積立資産支出	10,211,000	166,000	10,377,000	0	10,377,000
事業区分間繰入金支出	200,000	704,000	904,000	-904,000	0	
その他の活動支出計(8)	10,411,000	870,000	11,281,000	-904,000	10,377,000	
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	317,000	-670,000	-353,000	0	-353,000	
予備費支出(10)	5,000,000	0	5,000,000	0	5,000,000	
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	-39,684,000	0	-39,684,000	0	-39,684,000	
前期末支払資金残高(12)	39,684,000	0	39,684,000	0	39,684,000	
当期末支払資金残高(11)+(12)	0	0	0	0	0	

社会福祉事業区分  
資金収支予算



社会福祉事業区分 資金収支予算内訳表

令和 7年 4月 1日

(単位：円)

事業活動による収支		施設整備等による収支		その他の活動による収支		事業区分合計	
収入	支出	収入	支出	収入	支出	収入	支出
会費収入							
寄付金収入							
経常経費補助金収入							
受託金収入							
その他の収入							
事業収入							
貸付事業収入							
就労支援事業収入							
受取利息配当金収入							
事業活動収入計(1)							
人件費支出							
事業費支出							
事務費支出							
就労支援事業支出							
貸付事業支出							
分担金支出							
助成金支出							
支払利息支出							
事業活動支出計(2)							
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)							
施設整備等収入計(4)							
固定資産取得支出							
ファイナンス・リース債務の返済支出							
施設整備等支出計(5)							
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)							
投資有価証券売却収入							
積立資産取崩収入							
事業区分間繰入金収入							
拠点区分間繰入金収入							
その他の活動収入計(7)							
積立資産支出							
事業区分間繰入金支出							
拠点区分間繰入金支出							
その他の活動支出計(8)							
事業活動による収支							
施設整備等による収支							
その他の活動による収支							
事業区分合計							

# 社会福祉事業区分 資金収支予算内訳表

令和 7年 4月 1日

(単位：円)

勘定科目	地域福祉活動推進 事業	厚生援護資金貸付 事業	歳末たすけあい運 動事業	尾久生活実習所(あ らかわ希望の家)	荒川生活実習所及 び荒川福祉作業所	合 計	内部取引消去	事業区分合計
支 其他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	13,478,000	100,000	0	-7,838,000	-5,423,000	317,000	0	317,000
予備費支出(10)	5,000,000	0	0	0	0	5,000,000	0	5,000,000
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	-39,684,000	0	0	0	0	-39,684,000	0	-39,684,000
前期末支払資金残高(12)	39,684,000	0	0	0	0	39,684,000	0	39,684,000
当期末支払資金残高(11)+(12)	0	0	0	0	0	0	0	0

公益事業区分  
資金収支予算



公益事業区分 資金収支予算内訳表

令和 7年 4月 1日

(単位：円)

勘定科目		その他の公益事業	障害者福祉会館 (7カ所あらかわ)	合計	内部取引消去	事業区分合計
事業活動による収支	収入	0	72,083,000	72,083,000	0	72,083,000
	事業活動収入計(1)	0	72,083,000	72,083,000	0	72,083,000
	支出	0	38,150,000	38,150,000	0	38,150,000
	人件費支出	200,000	1,767,000	1,967,000	0	1,967,000
	事業費支出	0	31,296,000	31,296,000	0	31,296,000
事務費支出						
事業活動支出計(2)	200,000	71,213,000	71,413,000	0	71,413,000	
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	-200,000	870,000	670,000	0	670,000	
施設整備等による収支	収入	0	0	0	0	0
	施設整備等収入計(4)	0	0	0	0	0
	支出	0	0	0	0	0
	施設整備等支出計(5)	0	0	0	0	0
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	0	0	0	0	0	
その他の活動による収支	収入	200,000	0	200,000	0	200,000
	事業区分間繰入金収入	200,000	0	200,000	0	200,000
	その他の活動収入計(7)	0	166,000	166,000	0	166,000
	積立資産支出	0	704,000	704,000	0	704,000
	事業区分間繰入金支出					
その他の活動支出計(8)	0	870,000	870,000	0	870,000	
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	200,000	-870,000	-670,000	0	-670,000	
予備費支出(10)	0	0	0	0	0	
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	0	0	0	0	0	
前期末支払資金残高(12)	0	0	0	0	0	
当期末支払資金残高(11)+(12)	0	0	0	0	0	



# 地域福祉活動推進事業拠点区分 資金収支予算

法人運営事業サービス区分

地域福祉事業サービス区分

ボランティア活動推進事業サービス区分

障がい者支援事業サービス区分

在宅福祉事業サービス区分

福祉サービス総合支援事業サービス区分

移動支援事業サービス区分

生活福祉資金貸付事業サービス区分

受験生チャレンジ支援貸付事業サービス区分

ひとり親貸付事業サービス区分

助成事業サービス区分

特定相談支援事業サービス区分

ファミリー・サポート・センター事業サービス区分



地域福祉活動推進事業拠点区分 資金収支当初予算

令和 7年 4月 1日

(単位:円)

勘定科目		前年度予算額	当初予算額	増減	
事業	収入	会費収入	4,650,000	4,640,000	-10,000
		個人会費(社協会費)収入	2,700,000	2,700,000	0
		団体会費(社協会費)収入	1,310,000	1,310,000	0
		にこにこサポート(家事)事業会費収入	640,000	630,000	-10,000
		寄付金収入	5,000,000	5,000,000	0
		寄付金収入	5,000,000	5,000,000	0
		経常経費補助金収入	264,578,000	285,845,000	21,267,000
		市区町村補助金収入	261,385,000	284,225,000	22,840,000
		東京都社会福祉協議会補助金収入	1,096,000	0	-1,096,000
		共同募金配分金収入	2,097,000	1,620,000	-477,000
	受託金収入	164,085,000	211,984,000	47,899,000	
	市区町村受託金収入	134,044,000	172,860,000	38,816,000	
	東京都社会福祉協議会受託金収入	30,041,000	39,124,000	9,083,000	
	その他の収入	1,081,000	2,035,000	954,000	
	雑収入	976,000	1,935,000	959,000	
	機材等貸出利用料収入	105,000	100,000	-5,000	
	事業収入	57,712,000	58,783,000	1,071,000	
	利用料収入	12,301,000	11,368,000	-933,000	
	その他の収入	538,000	480,000	-58,000	
	業	支援費事業収入	44,873,000	46,935,000	2,062,000
受取利息配当金収入		391,000	356,000	-35,000	
事業活動収入計(1)		497,497,000	568,643,000	71,146,000	
活動		人件費支出	414,112,000	475,124,000	61,012,000
		職員給料支出	157,797,000	180,774,000	22,977,000
		職員賞与支出	58,239,000	70,257,000	12,018,000
		非常勤職員給与支出	138,538,000	151,759,000	13,221,000
		法定福利費支出	55,480,000	64,250,000	8,770,000
		退職給付支出	4,058,000	8,084,000	4,026,000
		事業費支出	68,525,000	71,663,000	3,138,000
	諸謝金支出	17,428,000	18,304,000	876,000	
	旅費交通費支出	2,218,000	1,045,000	-1,173,000	
	消耗器具備品費支出	2,254,000	1,924,000	-330,000	
動作	印刷製本費支出	1,590,000	1,370,000	-220,000	
	車輛費支出	324,000	206,000	-118,000	
	修繕費支出	5,000	10,000	5,000	
	通信運搬費支出	2,742,000	3,318,000	576,000	
	会議費支出	1,635,000	2,747,000	1,112,000	
	広報費支出	618,000	563,000	-55,000	
	業務委託費支出	35,690,000	36,253,000	563,000	
	手数料支出	701,000	731,000	30,000	
	損害保険料支出	757,000	1,124,000	367,000	
	賃借料支出	2,011,000	2,665,000	654,000	
よる	租税公課支出	0	891,000	891,000	
	保健衛生費支出	52,000	2,000	-50,000	
	本人支給金支出	400,000	400,000	0	
	雑支出	100,000	110,000	10,000	
	事務費支出	55,343,000	65,755,000	10,412,000	
	福利厚生費支出	973,000	1,065,000	92,000	
	旅費交通費支出	428,000	302,000	-126,000	
	研修研究費支出	1,174,000	791,000	-383,000	
	事務消耗品費支出	2,681,000	5,365,000	2,684,000	

## 地域福祉活動推進事業拠点区分 資金収支当初予算

令和7年4月1日

(単位:円)

		勘定科目	前年度予算額	当初予算額	増減
収 支	出	印刷製本費支出	1,073,000	1,220,000	147,000
		水道光熱費支出	3,701,000	3,723,000	22,000
		修繕費支出	490,000	505,000	15,000
		通信運搬費支出	4,507,000	4,649,000	142,000
		会議費支出	158,000	138,000	-20,000
		広報費支出	2,374,000	2,286,000	-88,000
		業務委託費支出	7,486,000	8,338,000	852,000
		保守料支出	4,057,000	4,192,000	135,000
		手数料支出	2,974,000	3,717,000	743,000
		保険料支出	1,429,000	1,455,000	26,000
		賃借料支出	4,192,000	5,669,000	1,477,000
		土地・建物賃借料支出	4,237,000	4,361,000	124,000
		租税公課支出	9,007,000	11,644,000	2,637,000
		渉外費支出	450,000	400,000	-50,000
		諸会費支出	19,000	19,000	0
		雑支出	3,933,000	5,916,000	1,983,000
		分担金支出	402,000	417,000	15,000
		分担金支出	402,000	417,000	15,000
		助成金支出	1,720,000	1,720,000	0
		助成金支出	1,720,000	1,720,000	0
支払利息支出	145,000	301,000	156,000		
		事業活動支出計(2)	540,247,000	614,980,000	74,733,000
		事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	-42,750,000	-46,337,000	-3,587,000
施設 整備 等 による 収 支	収 入	施設整備等補助金収入	1,700,000	0	-1,700,000
		施設整備等補助金収入	1,700,000	0	-1,700,000
		施設整備等収入計(4)	1,700,000	0	-1,700,000
	支 出	固定資産取得支出	2,930,000	0	-2,930,000
		その他の固定資産取得支出	2,930,000	0	-2,930,000
		ファイナンス・リース債務の返済支出	2,686,000	1,825,000	-861,000
		施設整備等支出計(5)	5,616,000	1,825,000	-3,791,000
		施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	-3,916,000	-1,825,000	2,091,000
その 他 の 活 動 に よ る 収 支	収 入	投資有価証券売却収入	0	5,260,000	5,260,000
		投資有価証券売却収入	0	5,260,000	5,260,000
		積立資産取崩収入	47,125,000	4,764,000	-42,361,000
		福祉事業積立資産取崩収入	42,125,000	0	-42,125,000
		退職給付引当金積立資産取崩収入	0	2,064,000	2,064,000
		退職給付引当資産取崩収入	0	2,700,000	2,700,000
		大橋地域福祉基金取崩収入	5,000,000	0	-5,000,000
	事業区分間繰入金収入	656,000	704,000	48,000	
	拠点区分間繰入金収入	7,189,000	8,630,000	1,441,000	
	その他の活動収入計(7)	54,970,000	19,358,000	-35,612,000	
	支 出	積立資産支出	45,129,000	5,580,000	-39,549,000
		福祉事業積立資産支出	42,125,000	0	-42,125,000
		退職給与引当金積立資産支出	526,000	526,000	0
		退職給付引当資産支出	2,478,000	2,990,000	512,000
退職給付引当資産(法人独自)取得支出		0	2,064,000	2,064,000	
事業区分間繰入金支出		200,000	200,000	0	
拠点区分間繰入金支出		100,000	100,000	0	
		その他の活動支出計(8)	45,429,000	5,880,000	-39,549,000

地域福祉活動推進事業拠点区分 資金収支当初予算

令和 7年 4月 1日

(単位:円)

勘定科目	前年度予算額	当初予算額	増減
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	9,541,000	13,478,000	3,937,000
予備費支出(10)	5,000,000	5,000,000	0
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	-42,125,000	-39,684,000	2,441,000
前期末支払資金残高(12)	42,125,000	39,684,000	-2,441,000
当期末支払資金残高(11)+(12)	0	0	0

地域福祉活動推進事業拠点区分 資金収支予算内訳表

令和 7年 4月 1日

(単位：千円)

事業活動による収入	勘定科目	法人運営事業										合計	内部取引消去	拠点区分合計						
		地域福祉事業	ボランティア活動推進事業	障がい者支援事業	在宅福祉事業	福祉センター総合支援事業	移動支援事業	生活福祉資金貸付事業	奨学生チャレンジ支援貸付事業	ひより園就労事業	助成事業				特定福祉支援事業	アミューズメントセンター事業				
収入	会費収入	4,010	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,640	0	4,640	
	個人会費(社協会費)収入	2,700	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,700	0	2,700	
	団体会費(社協会費)収入	1,310	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,310	0	1,310	
	にこにこサポート(家事)事業会費収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	寄付金収入	5,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,000	0	5,000
	寄付金収入	5,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,000	0	5,000
	經常経費補助金収入	100,803	46,485	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	285,845	0	285,845
	市区町村補助金収入	100,733	46,035	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	284,225	0	284,225
	共同募金配分金収入	70	450	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,620	0	1,620
	受託金収入	0	39,130	0	0	50,663	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	211,984	0	211,984
市区町村委託金収入	0	39,130	0	0	50,663	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	172,860	0	172,860	
東京都社会福祉協議会受託金収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	39,124	0	39,124	
その他の収入	1,806	188	0	0	34	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,035	0	2,035	
雑収入	1,806	0	88	34	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,935	0	1,935	
機材等貸出利用料収入	0	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100	0	100	
事業収入	480	203	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	58,783	0	58,783	
利用料収入	0	203	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11,368	0	11,368	
その他の収入	480	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	480	0	480	
支援費事業収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
受取利息配当金収入	356	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	46,935	0	46,935	
事業活動収入計(1)	112,455	113,134	46,673	50,697	60,288	61,928	46,935	23,678	10,619	16,180	26,051	23,330	20,722	10,222	10,222	0	568,643	0	568,643	
支出	人件費支出	113,681	102,634	40,888	36,656	45,426	50,201	17,632	20,722	10,222	23,330	20,722	12,698	3,752	3,752	0	475,124	0	475,124	
	職員給料支出	81,277	23,194	13,864	22,333	11,599	17,717	6,752	4,760	1,281	14,340	12,698	4,760	1,281	1,281	0	180,774	0	180,774	
	職員賞与支出	24,650	8,831	5,330	8,560	4,783	6,752	18,357	15,132	3,685	5,310	5,310	4,760	1,281	1,281	0	70,257	0	70,257	
	非常勤職員給与支出	7,957	56,954	15,562	0	22,330	18,357	6,555	2,500	2,854	3,271	3,271	2,854	3,685	3,685	0	151,759	0	151,759	
	法定福利費支出	15,538	12,971	5,722	5,081	6,441	6,555	820	2,500	2,854	1,417	3,271	2,854	3,685	3,685	0	64,250	0	64,250	
	退職給付支出	4,259	684	410	682	273	820	27,600	410	1,339	137	409	1,339	1,339	137	0	8,084	0	8,084	
	退職給付支出	3,883	8,400	6,505	7,183	11,277	4,830	27,600	410	1,339	137	409	1,339	1,339	137	0	71,663	0	71,663	
	諸謝金支出	710	1,524	580	6,698	6,824	1,968	4,630	1,968	1,339	0	0	0	0	0	0	18,304	0	18,304	
	旅費交通費支出	100	55	20	454	145	62	62	50	50	0	0	50	20	0	0	0	1,045	0	1,045
	消耗品費支出	90	673	530	0	155	347	0	20	20	0	0	0	0	0	0	0	1,924	0	1,924
	印刷製本費支出	10	359	596	0	20	385	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,370	0	1,370
	車輦費支出	206	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	206	0	206
	修繕費支出	0	0	0	0	10	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	10
	通信運搬費支出	106	670	1,021	0	403	309	309	542	542	0	0	542	0	0	0	0	3,318	0	3,318
	会議費支出	50	2,473	111	31	17	36	57	104	104	0	0	104	0	0	0	0	2,747	0	2,747
	広報費支出	1,835	524	2,888	0	3,377	31	27,598	623	623	0	0	623	0	0	0	0	36,253	0	36,253
	業務委託費支出	3	0	27	0	0	6	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	731	0	731
	手数料支出	0	644	230	0	160	90	90	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,124	0	1,124
	損害保険料支出	273	1,366	446	0	0	448	891	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,665	0	2,665
	賃借料支出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	891	0	891
租税公課支出	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	
保険衛生費支出	400	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	400	0	400	
本人支給金支出	100	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	110	0	110	
雑支出	28,021	8,101	1,443	6,548	4,421	6,631	3,284	1,368	1,368	1,948	2,493	1,368	39	38	0	0	65,755	0	65,755	
事務費支出	493	70	35	0	78	103	106	52	24	3	30	39	24	3	0	0	1,065	0	1,065	
福利厚生費支出	70	25	0	0	12	79	6	6	6	0	0	6	6	0	0	0	302	0	302	
旅費交通費支出	380	32	80	55	5	41	168	41	41	0	0	41	41	0	0	0	791	0	791	
研修研究費支出	3,054	0	58	364	175	0	550	914	914	98	0	914	0	0	0	0	5,365	0	5,365	
非務消耗品費支出	610	0	0	0	296	0	200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,220	0	1,220	
印刷製本費支出	3,045	372	250	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,723	0	3,723	
修繕費支出	400	85	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	505	0	505	





厚生援護資金貸付事業拠点区分  
資金収支予算



厚生援護資金貸付事業拠点区分 資金収支当初予算

令和 7年 4月 1日

(単位：円)

勘定科目		前年度予算額	当初予算額	増減	
事業活動による収支	収入	貸付事業収入	150,000	150,000	0
		償還金収入	150,000	150,000	0
		償還金収入	130,000	130,000	0
		過年度償還金収入	20,000	20,000	0
		事業活動収入計(1)	150,000	150,000	0
	支出	貸付事業支出	250,000	250,000	0
		貸付金支出	250,000	250,000	0
		事業活動支出計(2)	250,000	250,000	0
	事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)		-100,000	-100,000	0
	施設整備等による収支	収入	施設整備等収入計(4)	0	0
支出					
施設整備等支出計(5)		0	0	0	
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)		0	0	0	
その他の活動による収支	収入	拠点区分間繰入金収入	100,000	100,000	0
		その他の活動収入計(7)	100,000	100,000	0
	支出	その他の活動支出計(8)	0	0	0
		その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	100,000	100,000	0
予備費支出(10)		0	0	0	
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)		0	0	0	
前期末支払資金残高(12)		0	0	0	
当期末支払資金残高(11)+(12)		0	0	0	



歳末たすけあい運動事業拠点区分  
資金収支予算



歳末たすけあい運動事業拠点区分 資金収支当初予算

令和 7年 4月 1日

(単位：円)

勘定科目		前年度予算額	当初予算額	増減	
事業活動による収支	収				
	入				
		経常経費補助金収入	10,042,000	10,296,000	254,000
		共同募金配分金収入	10,042,000	10,296,000	254,000
		歳末たすけあい配分金収入	10,042,000	10,296,000	254,000
		事業活動収入計(1)	10,042,000	10,296,000	254,000
		支			
		出			
		事業費支出	7,502,000	7,558,000	56,000
		諸謝金支出	161,000	50,000	-111,000
		消耗器具备品費支出	50,000	350,000	300,000
		その他の消耗品支出	50,000	350,000	300,000
		印刷製本費支出	0	20,000	20,000
		広報費支出	541,000	688,000	147,000
		賃借料支出	0	180,000	180,000
		援護費支出	6,750,000	6,270,000	-480,000
		事務費支出	618,000	729,000	111,000
		旅費交通費支出	0	10,000	10,000
		事務消耗品費支出	1,000	20,000	19,000
		消耗品費支出	1,000	20,000	19,000
		印刷製本費支出	454,000	110,000	-344,000
		通信運搬費支出	126,000	531,000	405,000
		会議費支出	26,000	33,000	7,000
		手数料支出	0	5,000	5,000
		賃借料支出	11,000	20,000	9,000
		助成金支出	1,922,000	2,009,000	87,000
		助成金支出	1,922,000	2,009,000	87,000
	その他の助成金支出	1,922,000	2,009,000	87,000	
	事業活動支出計(2)	10,042,000	10,296,000	254,000	
	事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	0	0	0	
施設整備等による収支	収				
	入				
		施設整備等収入計(4)	0	0	0
	支				
出					
	施設整備等支出計(5)	0	0	0	
	施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	0	0	0	
その他の活動による収支	収				
	入				
		その他の活動収入計(7)	0	0	0
	支				
出					
	その他の活動支出計(8)	0	0	0	
	その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	0	0	0	
	予備費支出(10)	0	0	0	
	当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	0	0	0	
	前期末支払資金残高(12)	0	0	0	

歳末たすけあい運動事業拠点区分 資金収支当初予算

令和 7年 4月 1日

(単位：円)

勘定科目	前年度予算額	当初予算額	増減
当期末支払資金残高(11)+(12)	0	0	0

尾久生活実習所「あらかわ希望の家」本所・分場拠点区分  
資金収支予算



尾久生活実習所(あらかわ希望の家) 拠点区分 資金収支当初予算

令和7年4月1日

(単位:円)

勘定科目		前年度予算額	当初予算額	増減
収入	受託金収入	411,172,000	459,274,000	48,102,000
	市区町村受託金収入	411,172,000	459,274,000	48,102,000
	市区町村受託金事業費収入	304,635,000	347,221,000	42,586,000
	市区町村受託金管理費収入	106,537,000	112,053,000	5,516,000
	事業活動収入計(1)	411,172,000	459,274,000	48,102,000
事業活動に よる 支出	人件費支出	297,856,000	330,327,000	32,471,000
	職員給料支出	124,204,000	143,030,000	18,826,000
	職員賞与支出	43,498,000	50,904,000	7,406,000
	非常勤職員給与支出	79,715,000	90,031,000	10,316,000
	派遣職員費支出	7,842,000	0	-7,842,000
	法定福利費支出	39,184,000	42,631,000	3,447,000
	退職給付支出	3,413,000	3,731,000	318,000
	退職共済金支出	3,413,000	3,731,000	318,000
	事業費支出	16,192,000	20,299,000	4,107,000
	諸謝金支出	1,254,000	1,254,000	0
	旅費交通費支出	44,000	44,000	0
	給食費支出	5,929,000	5,905,000	-24,000
	消耗器具備品費支出	1,100,000	5,363,000	4,263,000
	介護用品費支出	272,000	4,556,000	4,284,000
	その他の消耗品支出	828,000	807,000	-21,000
	印刷製本費支出	451,000	451,000	0
	車両費支出	3,228,000	3,228,000	0
	通信運搬費支出	12,000	9,000	-3,000
	広報費支出	57,000	57,000	0
	業務委託費支出	698,000	698,000	0
	手数料支出	15,000	15,000	0
	損害保険料支出	81,000	81,000	0
	保健衛生費支出	1,184,000	1,054,000	-130,000
	医薬品費支出	34,000	34,000	0
	教養娯楽費支出	1,605,000	1,611,000	6,000
	日用品費支出	257,000	257,000	0
	教育指導費支出	243,000	238,000	-5,000
	事務費支出	91,220,000	95,897,000	4,677,000
	福利厚生費支出	962,000	623,000	-339,000
	職員被服費支出	0	200,000	200,000
	旅費交通費支出	20,000	20,000	0
	研修研究費支出	150,000	150,000	0
	事務消耗品費支出	969,000	2,153,000	1,184,000
	消耗品費支出	969,000	1,977,000	1,008,000
器具什器費支出	0	176,000	176,000	
印刷製本費支出	34,000	41,000	7,000	
水道光熱費支出	14,333,000	14,269,000	-64,000	
修繕費支出	4,040,000	3,816,000	-224,000	
通信運搬費支出	957,000	972,000	15,000	
業務委託費支出	52,690,000	55,793,000	3,103,000	
委託費支出	52,690,000	55,793,000	3,103,000	
保守料支出	4,817,000	5,881,000	1,064,000	
手数料支出	681,000	903,000	222,000	
保険料支出	117,000	117,000	0	
賃借料支出	11,388,000	10,897,000	-491,000	
租税公課支出	59,000	59,000	0	

尾久生活実習所 (あらかわ希望の家) 拠点区分 資金収支当初予算

令和 7年 4月 1日

(単位:円)

勘定科目		前年度予算額	当初予算額	増減	
	雑支出	3,000	3,000	0	
	支払利息支出	9,000	0	-9,000	
	事業活動支出計(2)	405,277,000	446,523,000	41,246,000	
	事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	5,895,000	12,751,000	6,856,000	
施設整備等による収支	収入				
		施設整備等収入計(4)	0	0	0
	支出	固定資産取得支出	0	4,913,000	4,913,000
		その他の固定資産取得支出	0	4,913,000	4,913,000
		器具及び備品取得支出	0	4,913,000	4,913,000
		ファイナンス・リース債務の返済支出	386,000	0	-386,000
	施設整備等支出計(5)	386,000	4,913,000	4,527,000	
	施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	-386,000	-4,913,000	-4,527,000	
その他の活動による収支	収入				
		積立資産取崩収入	1,279,000	0	-1,279,000
		修繕費積立資産取崩収入	1,279,000	0	-1,279,000
		その他の活動収入計(7)	1,279,000	0	-1,279,000
	支出	積立資産支出	2,225,000	2,318,000	93,000
		退職給付引当資産支出	2,225,000	2,318,000	93,000
拠点区分間繰入金支出		4,563,000	5,520,000	957,000	
	その他の活動支出計(8)	6,788,000	7,838,000	1,050,000	
	その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	-5,509,000	-7,838,000	-2,329,000	
	予備費支出(10)	0	0	0	
	当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	0	0	0	
前期末支払資金残高(12)		0	0	0	
当期末支払資金残高(11)+(12)		0	0	0	

荒川生活実習所 及び 荒川福祉作業所拠点区分  
資金収支予算



荒川生活実習所及び荒川福祉作業所拠点区分 資金収支当初予算

令和 7年 4月 1日

(単位：円)

勘定科目		前年度予算額	当初予算額	増減
収入	受託金収入	339,193,000	357,016,000	17,823,000
	市区町村受託金収入	339,193,000	357,016,000	17,823,000
	市区町村受託金事業費収入	12,971,000	14,629,000	1,658,000
	市区町村受託金管理費収入	326,222,000	342,387,000	16,165,000
	就労支援事業収入	8,000,000	8,000,000	0
	事業活動収入計(1)	347,193,000	365,016,000	17,823,000
事業活動に要する支出	人件費支出	246,682,000	264,391,000	17,709,000
	職員給料支出	130,439,000	134,604,000	4,165,000
	職員賞与支出	47,453,000	51,242,000	3,789,000
	非常勤職員給与支出	31,921,000	39,009,000	7,088,000
	法定福利費支出	33,976,000	36,214,000	2,238,000
	退職給付支出	2,893,000	3,322,000	429,000
	退職共済金支出	2,893,000	3,322,000	429,000
	事業費支出	12,971,000	14,629,000	1,658,000
	諸謝金支出	117,000	147,000	30,000
	旅費交通費支出	186,000	193,000	7,000
	給食費支出	7,251,000	7,220,000	-31,000
	消耗器具備品費支出	192,000	1,456,000	1,264,000
	介護用品費支出	0	1,028,000	1,028,000
	器具什器費支出	0	236,000	236,000
	その他の消耗品支出	192,000	192,000	0
	車両費支出	61,000	126,000	65,000
	通信運搬費支出	98,000	100,000	2,000
	業務委託費支出	1,265,000	1,371,000	106,000
	手数料支出	15,000	15,000	0
	損害保険料支出	84,000	94,000	10,000
	賃借料支出	396,000	396,000	0
	保健衛生費支出	618,000	618,000	0
	被服費支出	113,000	177,000	64,000
	教養娯楽費支出	1,502,000	1,643,000	141,000
	教育指導費支出	1,018,000	1,018,000	0
	就職支度費支出	55,000	55,000	0
	事務費支出	74,653,000	72,573,000	-2,080,000
	福利厚生費支出	593,000	593,000	0
	職員被服費支出	184,000	190,000	6,000
	旅費交通費支出	74,000	105,000	31,000
	研修研究費支出	140,000	140,000	0
	事務消耗品費支出	2,210,000	2,188,000	-22,000
	消耗品費支出	2,210,000	2,188,000	-22,000
印刷製本費支出	36,000	41,000	5,000	
水道光熱費支出	7,808,000	7,201,000	-607,000	
修繕費支出	7,094,000	4,378,000	-2,716,000	
通信運搬費支出	346,000	346,000	0	
業務委託費支出	51,503,000	51,683,000	180,000	
委託費支出	51,503,000	51,683,000	180,000	
保守料支出	2,711,000	3,385,000	674,000	
手数料支出	369,000	581,000	212,000	
保険料支出	272,000	302,000	30,000	
賃借料支出	1,261,000	1,376,000	115,000	
租税公課支出	50,000	62,000	12,000	
雑支出	2,000	2,000	0	

荒川生活実習所及び荒川福祉作業所拠点区分 資金収支当初予算

令和 7年 4月 1日

(単位：円)

勘定科目		前年度予算額	当初予算額	増減
	就労支援事業支出	8,000,000	8,000,000	0
	就労支援事業販売原価支出	8,000,000	8,000,000	0
	就労支援事業製造原価支出	8,000,000	8,000,000	0
	支払利息支出	1,000	0	-1,000
	事業活動支出計(2)	342,307,000	359,593,000	17,286,000
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)		4,886,000	5,423,000	537,000
施設整備等による収支	収入			
	施設整備等収入計(4)	0	0	0
	支出			
	ファイナンス・リース債務の返済支出	29,000	0	-29,000
	施設整備等支出計(5)	29,000	0	-29,000
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)		-29,000	0	29,000
その他の活動による収支	収入			
	その他の活動収入計(7)	0	0	0
	支出			
	積立資産支出	2,231,000	2,313,000	82,000
	退職給付引当資産支出	2,231,000	2,313,000	82,000
	拠点区分間繰入金支出	2,626,000	3,110,000	484,000
	その他の活動支出計(8)	4,857,000	5,423,000	566,000
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)		-4,857,000	-5,423,000	-566,000
予備費支出(10)		0	0	0
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)		0	0	0
前期末支払資金残高(12)		0	0	0
当期末支払資金残高(11)+(12)		0	0	0

# その他の公益事業拠点区分 資金収支予算

おもちゃ図書館事業サービス区分



その他の公益事業拠点区分 資金収支当初予算

令和 7年 4月 1日

(単位：円)

勘定科目		前年度予算額	当初予算額	増減	
事業活動による収支	収入				
	事業活動収入計(1)	0	0	0	
	支出	事業費支出	200,000	200,000	0
		消耗器具備品費支出	200,000	180,000	-20,000
		その他の消耗品支出	200,000	180,000	-20,000
		会議費支出	0	20,000	20,000
	事業活動支出計(2)	200,000	200,000	0	
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	-200,000	-200,000	0		
施設整備等による収支	収入				
	施設整備等収入計(4)	0	0	0	
	支出				
施設整備等支出計(5)	0	0	0		
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	0	0	0		
その他の活動による収支	収入				
	事業区分間繰入金収入	200,000	200,000	0	
	その他の活動収入計(7)	200,000	200,000	0	
	支出				
その他の活動支出計(8)	0	0	0		
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	200,000	200,000	0		
予備費支出(10)	0	0	0		
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	0	0	0		
前期末支払資金残高(12)	0	0	0		
当期末支払資金残高(11)+(12)	0	0	0		



障害者福社会館（アクロスあらかわ）拠点区分  
資金収支予算



障害者福祉会館 (アクロスあらかわ) 拠点区分 資金収支当初予算

令和 7年 4月 1日

(単位:円)

		勘定科目	前年度予算額	当初予算額	増減
事業活動による収入支	収入	受託金収入	69,354,000	72,083,000	2,729,000
		市区町村受託金収入	69,354,000	72,083,000	2,729,000
		市区町村受託金事業費収入	34,097,000	39,312,000	5,215,000
		市区町村受託金管理費収入	35,257,000	32,771,000	-2,486,000
		事業活動収入計(1)	69,354,000	72,083,000	2,729,000
	支出	人件費支出	32,940,000	38,150,000	5,210,000
		職員給料支出	10,249,000	10,698,000	449,000
		職員賞与支出	3,983,000	4,239,000	256,000
		非常勤職員給与支出	13,821,000	17,780,000	3,959,000
		法定福利費支出	4,620,000	5,160,000	540,000
		退職給付支出	267,000	273,000	6,000
		退職共済金支出	267,000	273,000	6,000
		事業費支出	1,800,000	1,767,000	-33,000
		諸謝金支出	1,216,000	1,283,000	67,000
		消耗器具備品費支出	275,000	260,000	-15,000
		その他の消耗品支出	275,000	260,000	-15,000
		通信運搬費支出	87,000	99,000	12,000
		広報費支出	222,000	125,000	-97,000
		事務費支出	33,431,000	31,296,000	-2,135,000
		福利厚生費支出	82,000	81,000	-1,000
		旅費交通費支出	30,000	20,000	-10,000
		研修研究費支出	20,000	10,000	-10,000
		事務消耗品費支出	1,016,000	931,000	-85,000
		消耗品費支出	925,000	931,000	6,000
		器具什器費支出	91,000	0	-91,000
		印刷製本費支出	37,000	41,000	4,000
		水道光熱費支出	9,165,000	7,583,000	-1,582,000
修繕費支出		1,536,000	1,559,000	23,000	
通信運搬費支出		702,000	712,000	10,000	
業務委託費支出	10,802,000	10,270,000	-532,000		
委託費支出	10,802,000	10,270,000	-532,000		
保守料支出	5,412,000	4,662,000	-750,000		
手数料支出	89,000	481,000	392,000		
保険料支出	10,000	10,000	0		
賃借料支出	1,113,000	1,447,000	334,000		
租税公課支出	3,417,000	3,489,000	72,000		
支払利息支出	8,000	0	-8,000		
事業活動支出計(2)	68,179,000	71,213,000	3,034,000		
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)		1,175,000	870,000	-305,000	
施設整備等による収入支	収入	施設整備等収入計(4)	0	0	0
		ファイナンス・リース債務の返済支出	353,000	0	-353,000
	支出	施設整備等支出計(5)	353,000	0	-353,000
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)		-353,000	0	353,000	
その収入	その他の活動収入計(7)	0	0	0	

障害者福祉会館 (アクロスあらかわ) 拠点区分 資金収支当初予算

令和 7年 4月 1日

(単位:円)

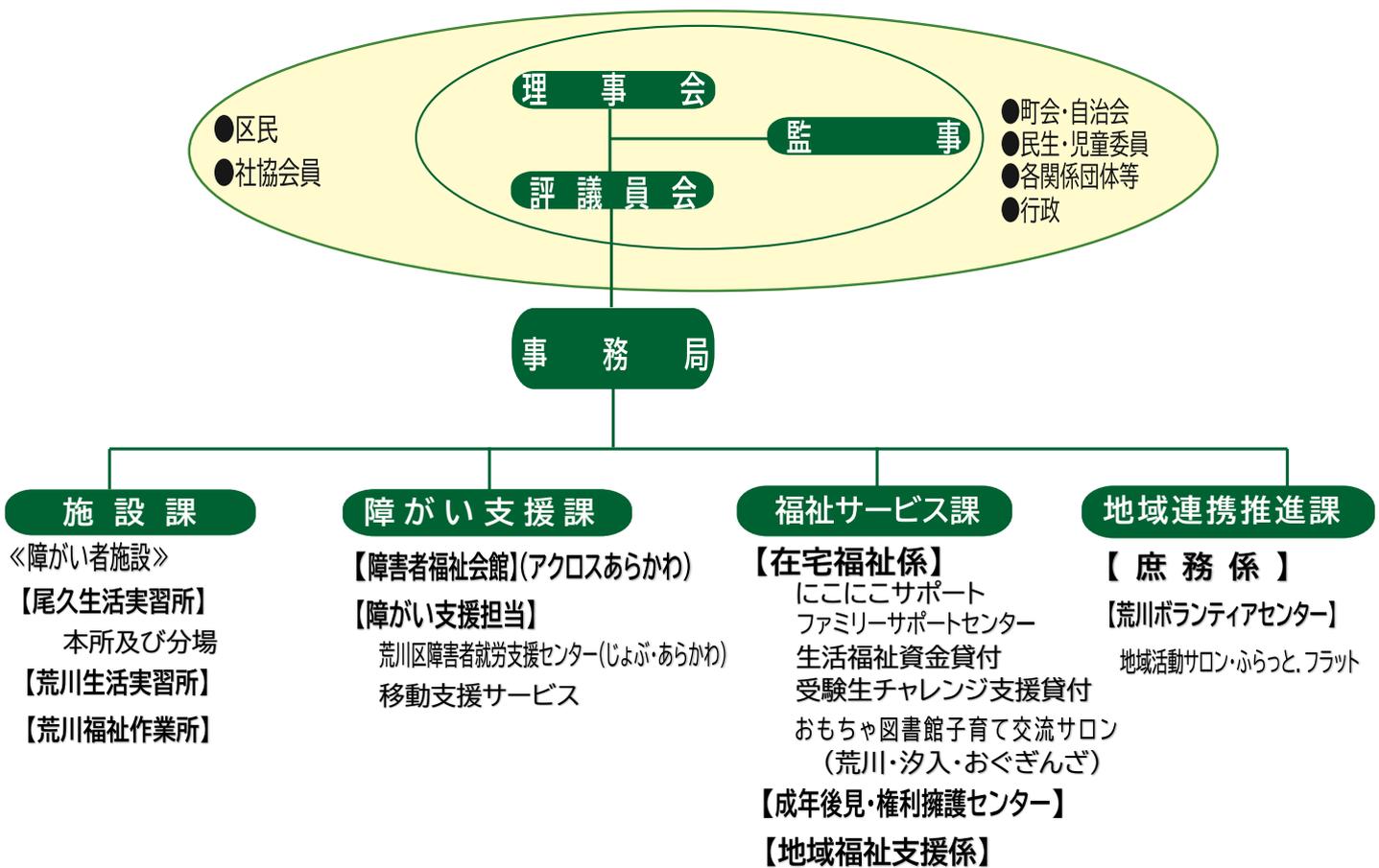
勘定科目		前年度予算額	当初予算額	増減
他の活動による収支	積立資産支出	166,000	166,000	0
	退職給付引当資産支出	166,000	166,000	0
	事業区分間繰入金支出	656,000	704,000	48,000
	その他の活動支出計(8)	822,000	870,000	48,000
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)		-822,000	-870,000	-48,000
予備費支出(10)		0	0	0
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)		0	0	0
前期末支払資金残高(12)		0	0	0
当期末支払資金残高(11)+(12)		0	0	0



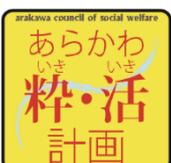
## 荒川区社会福祉協議会(荒川社協)の組織

荒川区社会福祉協議会では、区民・各種団体等から構成される会員組織を基盤として、町会・自治会、民生委員・児童委員協議会、福祉団体、行政などの代表者から選出される、理事(15名～23名)、監事(2名)、及び、評議員(24名～35名)の決定により運営されています。

高齢者、障がい者、児童・母子、生活困難者、様々な方々を対象にした各種の福祉事業、市民活動の支援、共同募金、地域福祉の啓発等々、誰もが安心して暮らせる福祉の街づくりを行っています。



- 事業開始年月日 昭和28年 5月27日
- 法人認可年月日 昭和39年 1月13日
- 本部・事務局所在地 東京都荒川区南千住1-13-20



社会福祉協議会(略称:社協)は「地域福祉の推進を図ること」を目的として、国・都道府県・市区町村ごとに設置されている、社会福祉法に定められた非営利の民間団体です。

